

呉市教育委員会議題
(令和8年2月19日定例会)

呉市教育委員会

令和8年2月19日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 報告第5号 野呂山再整備基本構想（案）について
- 4 教議第3号 学校施設等の建設計画について
- 5 教議第4号 「呉市立学校における働き方改革取組方針」について
- 6 教議第5号 臨時代理の承認について（令和7年度教育費補正予算）
- 7 教議第6号 臨時代理の承認について（物品の処分）

野呂山再整備基本構想（案）について

野呂山再整備基本構想（以下「基本構想」といいます。）については、令和5年度から、野呂山関係機関・国（環境省・林野庁）・広島県（自然環境課）・呉市・地元関係者で構成する「野呂山検討協議会」を設立し、策定に向けて意見交換を行い、野呂山の各施設をその役割ごとに区分けたゾーニング案や、野呂山エリアのポテンシャルについて協議してきました。

また、再整備に当たっては民間活用による整備を目指し、令和6年度から令和7年度にかけて、民間事業者等に広く意見・提案を求め、市場性の有無や民間アイデア等を把握するためのニーズ調査、ヒアリング及び現地を案内するモニターツアーを実施しましたが、民設民営による事業参画の具体的な提案はありませんでした。

これらの進捗については、令和6年11月、令和7年2月及び同年12月に行政報告をしています。

この度、民間事業者ニーズ調査の結果と野呂山検討協議会で出された意見を基に、「野呂山再整備基本構想（案）」を作成しましたので報告します。

1 背景・目的について

野呂山は、昭和25年に瀬戸内海国立公園に指定されており、山頂からの眺望は、瀬戸内海の多島美を始め、しまなみ海道や四国の石鎚連峰など素晴らしい景色がたんのうでできる屈指のスポットとして知られています。

一方で、野呂山山頂エリアにある国民宿舎野呂高原ロッジ（以下「野呂高原ロッジ」といいます。）や野呂山ビジターセンター、野呂山レストハウス、野呂山セントラルロッジ、野呂山キャンプ場を始めとした各施設は開設から57年以上、川尻筆づくり資料館は開設から約40年が経過し、施設の老朽化や多様化する観光客のニーズに対応できていない状況が見られるようになってきており、野呂山の魅力向上に向けて再整備が必要となっています。

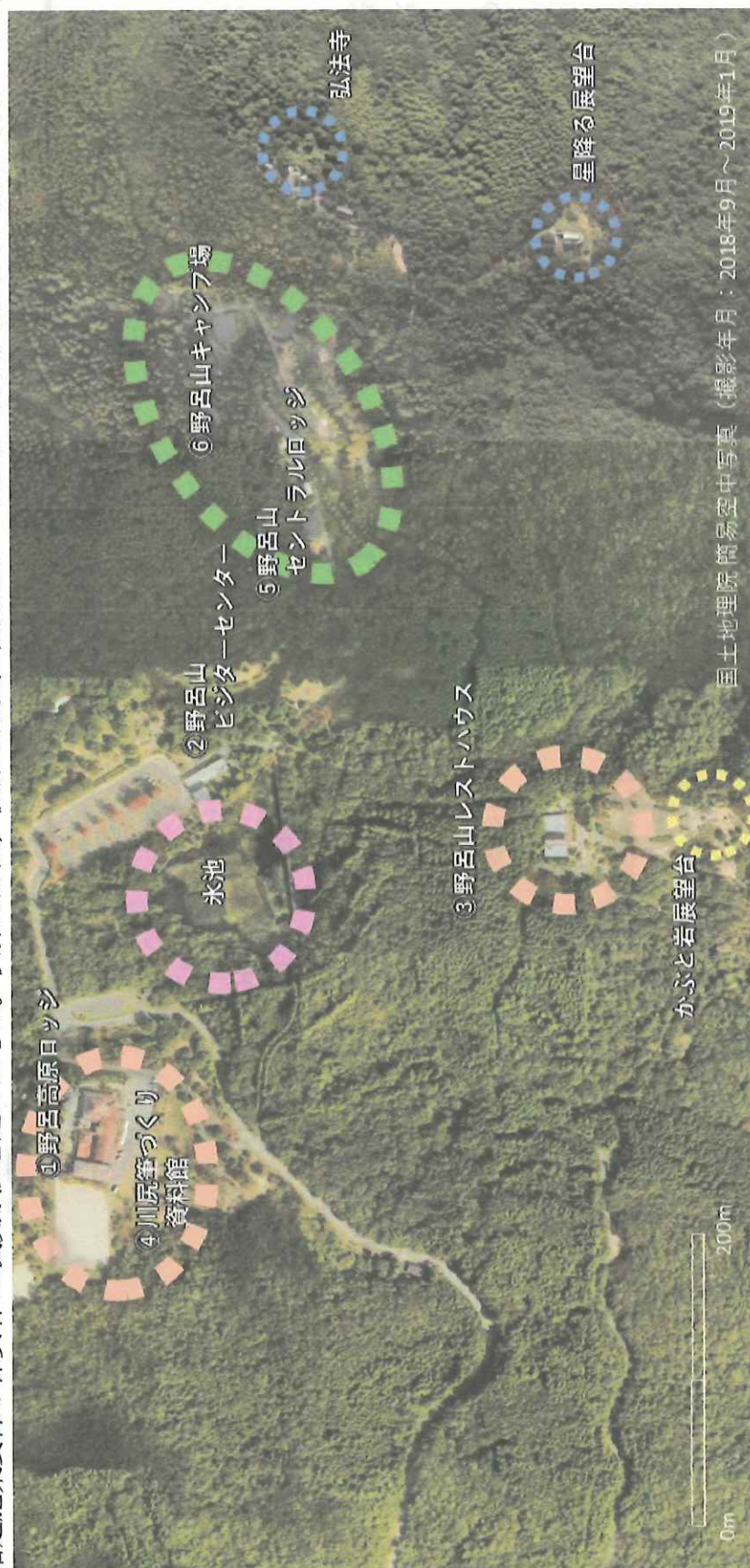
そのため、今の時代にふさわしい再整備を行い、地元住民・観光客でにぎわう野呂山を目指し、施設外の園地も含めて、野呂山山頂エリア全体で、実現可能な事業の調査・検討をし、基本構想を策定するものです。

2 野呂山山頂エリアの概要

野呂山は、膳棚山（839.4メートル）と弘法寺山（788.8メートル）を結ぶ東西2キロメートルの高原の総称で、その標高は、瀬戸内海国立公園内では、六甲山に次ぐ高さであり、瀬戸内海の素晴らしい景色がたんのうでできる屈指のスポットです。その標高の高さから、平地部と比べ年間を通して気温は5度ほど低く、春から秋にかけて過ごしやすい気候です。

また、自然公園法（昭和32年法律第161号）により、利用拠点として宿舎、野営場、園地などを総合的に整備する集団施設地区に指定されています。さらに、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき、一部が保安林に指定されていることにより、立木の伐採などの行為については指定施業要件※により農林水産大臣又は知事の許可が必要です。

※指定施業要件：保安林の取扱方法を定めたもの。伐採の方法、伐採の限度、伐採跡地への植栽の方法、期間及び樹種が含まれます。



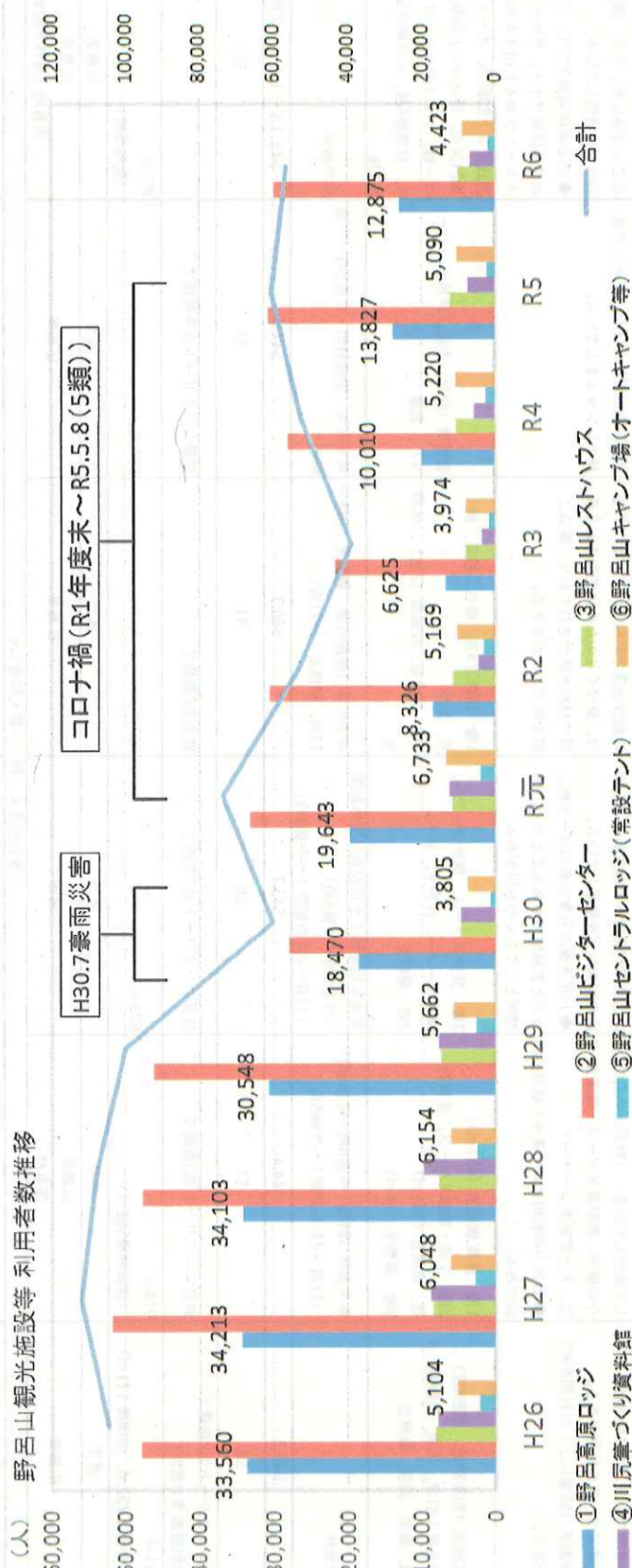
国土地理院 簡易空中写真（撮影年月：2018年9月～2019年1月）

エリア内の主な施設の現況は、次に示すとおりです。①～⑤の建物は、呉市が所有している施設であり、宿泊施設、ビジターセンター、休憩施設等があります。その多くは、昭和43年から昭和44年に供用を開始しており、築57年から58年と老朽化が進んでいます。

施設名 (集団施設計画 の地区別)	① 野呂高原ロッジ (宿泊施設地区)	② 野呂山ビジターセンター (公共施設地区)	③ 野呂山レストハウス (休養園地区)	④ 川尻筆づくり資料館 (宿泊施設地区)	⑤ 野呂山セントラルロッジ (野営施設地区)	⑥ 野呂山キャンプ場 (野営施設地区)
写真						
施設概要	◆ 県内の利用者が約7割であり、地元客やグラウンドゴルフ利用者など年間を通じて一定の利用がある。 ◆ 高齢者（65歳以上）の利用が約7割である。	◆ 野呂山の総合観光案内・交流施設として機能している。（野呂山の自然紹介の展示、囲炉裏スペース・陶芸教室、お土産販売コーナー） ◆ 野呂山の利用者が一番多く訪れる施設である。	◆ 野呂山の休憩・交流スペースと野呂山芸術村実行委員会主催による絵画や写真などを展示している。 ◆ 川尻方面から登山者のゴール地。かぶと岩展望台もあることから、休憩所として多くの利用がある。	◆ 1階の研修室は、企業研修や学校の勉強合宿で利用されている。2階は、筆づくりのために使用される道具や材料が展示されており、製造工程を学ぶことができる。	◆ キャンプ場の管理棟で、受付業務や食料品の販売のほか、キャンプ道具のレンタルをしている。 ◆ 初心者は常設テント、ソロ利用者は持込テント、グループはオートキャンプ場を利用する傾向あり。	◆ 近隣の小学校の野外活動で利用することが多いが、近年、宿泊は、ロッジに宿泊している。 ◆ 初心者は常設テント、ソロ利用者は持込テント、グループはオートキャンプ場を利用する傾向あり。
主要施設	客室25室（和室21室、洋室4室）、 宿泊定員：81名、広間、会議室、大浴場、食堂、厨房、事務室	1階 倉庫・機械室（437㎡） 2階 交流・情報スペース、多目的室、管理室（443㎡） 3階 事務室（94㎡）	1階 交流スペース、展示コーナー、情報コーナー、休憩室、トイレ 2階 研修室	1階 研修室3室、舞台・控室、便所、倉庫 2階 展示室、収蔵庫（2室）、休憩室	管理棟（受付、売店、休憩室、ホール）、倉庫	常設テント80区画、オートキャンプ場21区画、持込サイト20区画、シャワー棟、ファイヤーサークル2か所、炊事棟5棟、公衆便所5棟、休憩所2棟
開館日	年中無休	年中無休（時間：午前9時～午後6時） （11月～2月の期間：～午後5時）	年末年始を除く土日祝及び夏休み期間 （午前9時～午後6時） （11月～2月の期間：～午後5時）	年中無休（開館時間 観覧室：9時～17時、研修室：～21時）	年中無休（開館時間 午前9時～午後6時）	年中無休
供用開始 R3.25	S43.3	S44.4	S43.7	S60.3	S44.4	S43（オートキャンプ場H14）
築年数	58	57	58	41	57	58
構造	鉄筋コンクリート造2階建て （旧簡易基準で建設）	鉄筋コンクリート造3階建て	鉄筋コンクリート造2階建て	鉄骨造2階建て	鉄筋コンクリート造平屋建て	
延べ面積	2,403㎡ （宿舎棟2,292㎡、浴場棟111㎡）	974㎡ （建築面積588㎡）	623㎡	762㎡	約230㎡	約3ha （敷地面積）
建物所有者	呉市	呉市	呉市	呉市	呉市	広島県 国有地（農林水産省）
施設管理者	広島県	広島県 国有林	呉市	広島県	広島県	
機関条例	国民宿舎野呂高原ロッジ設置条例	野呂山交流施設設置条例	野呂山観光開発公社 一般社団法人 野呂山観光公社	呉市川尻筆づくり資料館条例	呉市野呂山セントラルロッジ条例	自然公園施設の設置及び管理に関する条例
計画・方針	個別施設計画※ 集約化（R11）	個別施設計画※ 集約化（R11）	個別施設計画※ 集約化（R11）	個別施設計画※ 廃止（R17）	個別施設計画※ 集約化（R11）	

※呉市公共施設に関する個別施設計画（令和3年3月策定）

利用者は、平成29年度までは年間約10万人前後（各施設合計）の利用がありましたが、平成30年7月豪雨災害とその後のコロナ禍の影響で、各施設の利用者は激減しています。現在、コロナ禍は収束（5類に移行）し、利用者数は回復基調にあるものの、十分な回復には至っていない状況です。



野呂山観光施設等 利用者数推移（※⑥は県提供数値）

施設名	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
①野呂山高原ロッジ	33,560	34,213	34,103	30,548	18,470	19,643	8,326	6,625	10,010	13,827	12,875
②野呂山デジタルセンター	47,821	51,796	47,628	46,174	27,822	33,118	30,448	21,657	27,937	30,617	29,849
③野呂山レストハウス	8,096	8,411	7,647	7,337	4,685	5,825	5,655	3,975	5,271	6,099	4,912
④川尻筆づくり資料館	7,821	8,792	9,829	7,727	4,676	6,206	2,220	1,857	2,869	3,685	3,420
⑤野呂山セントラルロッジ（常設テント）	2,194	2,629	2,425	2,582	640	1,959	1,553	826	1,270	1,175	982
⑥野呂山キャンプ場（オートキャンプ等）	5,104	6,048	6,154	5,662	3,805	6,733	5,169	3,974	5,220	5,090	4,423
合計	104,596	111,889	107,786	100,030	60,098	73,484	53,371	38,914	52,577	60,493	56,461

3 野呂山検討協議会

協議会の開催状況

	開催日	主な議題	内容
令和5年度	第1回 R5. 12. 20	・野呂山検討協議会の設立について ・現状と課題、野呂山への思い	・野呂山の現状について意見交換。各施設の老朽化や森林の生長による景観の悪化などの課題を共有
	第2回 R6. 3. 14	・野呂山の景観 ・基本構想業務内容の確認	・野呂山での現地確認。景観（木の伐採）・夏場の水不足など課題を整理 ・プロポーザルを行う基本構想策定業務の説明
令和6年度	第1回 R6. 8. 9	・基本構想概要案の検討 ・民間事業者ニーズ調査について	・基本構想の概要案について意見交換。エリアの整備方針として、3案を整理
	第2回 R6. 10. 11	・基本構想の方針案の検討 ・地域コンテンツの共有	・各エリアの再整備案の説明と課題・概算事業費などの整理 ・基本構想の方針案について意見交換。ターゲットの設定やゾーンニング案、野呂山周辺の地域コンテンツについて協議
令和7年度	第3回 R6. 12. 23	・民間事業者ニーズ調査結果 ・引き続き民間事業者に提案していく案	・調査結果の報告 ・これまでの協議会で出た案とニーズ調査結果を踏まえ、2案にまとめた構想案を説明
	第1回 R7. 4. 21	・民間事業者ニーズ継続調査及びヒアリング調査・モニターツアー	・引き続き民間事業者参画の可能性を探る調査を行う旨を説明
	第2回 R7. 10. 10	・民間事業者ニーズ継続調査の結果 ・調査を踏まえた基本構想（素案）の説明	・調査結果の報告 ・モニターツアーでの事業者からの提案 ・基本構想（素案）について、生物多様性への配慮や実現に向けての期待などの意見あり
	第3回 R8. 1. 23	・基本構想（案）を市に提案	

4 エリア再整備の方針

エリアの活用方針

活用方針①

子どもたちが自然とふれあい、身体的なアクティビティを体験することで、探求心を育む学びと成長の空間を創出



- ・新しい人流の開拓として、子育て世代にアプローチ
- ・子どもたちが野呂山の雄大な自然の中で声を出して走り回り、様々な体験をすることのできる環境を整備

活用方針②

STEP1とSTEP2の2段階に分けた整備（段階的整備）による野呂山への新たな人流の開拓と民間企業参画の可能性の追求



- ・STEP1では野呂高原ロジエリア以外の各施設を先行して整備し、新しい人流とにぎわいを創出したのち、新生野呂山にふさわしい野呂高原ロジエリアとして再整備を行う。
- ・STEP1で行う再整備により野呂山の観光地としての魅力を向上させ、民間事業者参画の可能性を高める。
- ・最初に全ての計画を作るのではなく、段階的にステップを踏んでいくことで、時代と環境の変化に対応する。

STEP 1

- ・ビクターセンターの改修
- ・かぶと岩展望台（星降る展望台）の改修（レストハウスは廃止）
- ・キャンプサイトの改修（セントラルロジは廃止）
- ・野呂高原ロジエリアのリフォーム

STEP 2

- ・野呂高原ロジエリアの再整備

活用方針① こどもが主役となる野呂山の魅力活用

野呂山の各サイトについて、ポテンシャルと課題を踏まえて、活用の方向性を示すゾーニングを設定しました。

野呂山ならではの宿泊・滞在空間を提供

宿泊・滞在ゾーン

- ・野呂高原ロッジ（宿泊施設等）
- ・アクティビティ施設（宿泊舎、こども向けのアクティビティ施設）

山頂エリア周遊の水辺の玄関口

山頂エントランスゾーン

- ・ビジターセンター（コンシェルジュ施設、情報発信、展示機能、飲食・物販、倉庫）
- ・水池での水上アクティビティ

森林環境に囲まれたアウトドア体験フィールド

アウトドア体験ゾーン

- ・キャンプサイトの充実、設備の更新等

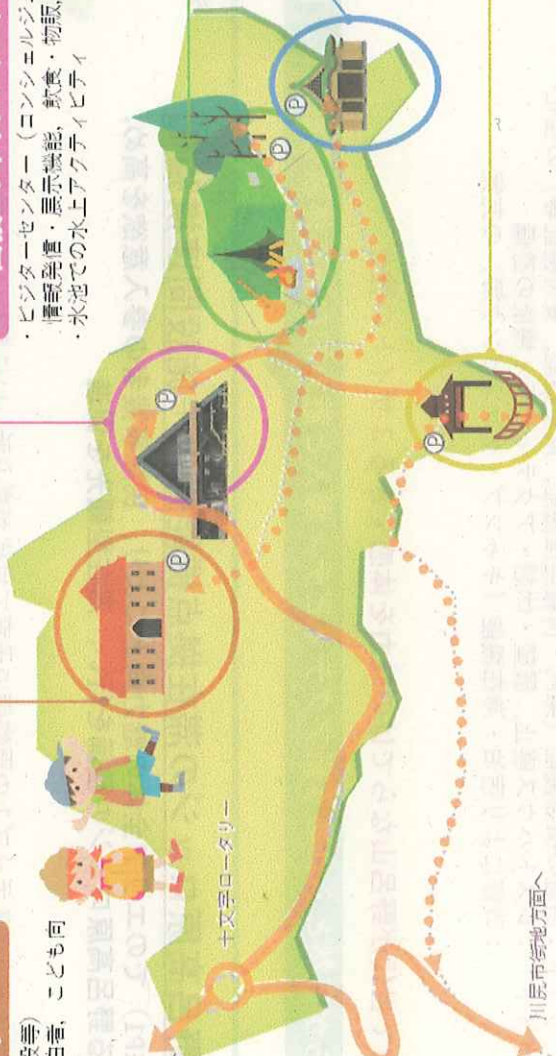
歴史文化ゾーン

- ・皇霊廟
- ・弘法寺、林間の家跡等

瀬戸内海への眺望を生かした新アクティビティ

眺望・アクティビティゾーン

- ・展望スペース及び休憩スペースの整備など



野呂高原ロジサイト	ビジターセンターサイト	かぶと岩展望台サイト	キャンプサイト
宿泊・滞在ゾーン 「遊びと学びの大舞台」 民間活力を最大限活用し、サステナブルな宿泊施設を整備し、こどもの記憶に残る野呂山ならではの宿泊体験、ツアー等を提供するゾーン	山頂エントランスゾーン 「水辺のアクティビティ基地」 山頂エリア周遊の玄関口として、野呂山や呉市等の情報・魅力発信、各種アクティビティの拠点となるゾーン	眺望・アクティビティゾーン 「空/海/島に囲まれた絶景テラス」 瀬戸内への圧倒的な眺望を生かした滞在性の向上や新たなアクティビティの拠点となるゾーン	アウトドア体験ゾーン 「自然の懷に飛び込む冒険と交流の森」 豊かな森林環境に囲まれ、キャンプ・キャンプファイヤーを始めとした様々な野外体験等での冒険心や交流を育むフィールドとなるゾーン

活用方針② 段階的整備による新たな人流の開拓

野呂山の再整備は、短期的には既存施設の改修・機能強化を図り、新しい体験価値を創出することで新規利用者を獲得し、中長期的には滞在型観光を可能にする宿泊機能を充実させる二段階方式で進めます。これにより、「日帰り型から滞在型へ」とシフトする観光拠点化の実現を目指します。

STEP 1：施設集約化＋野呂山ならではの魅力強化

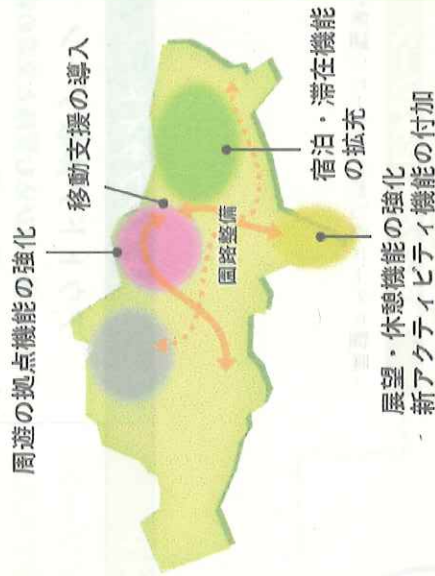
野呂高原ロッジ以外の既存施設の集約化・改修、野呂山ならではの新たなアクティビティ機能の付加等により、観光客を呼び込み、特に子育て世代への訴求を強化

施設内容

野呂高原ロッジサイト：現状維持（小規模改修）、レクリエーション、研修機能の提供
 ビジターセンターサイト：周遊の拠点機能（案内・情報発信機能、飲食機能、受付機能等）の強化
 かぶと岩展望台サイト：レストハウス廃止、展望・休憩・アクティビティ機能の整備
 キャンプサイト：改修により宿泊・滞在機能（キャンプ・グランピング等）の充実

子育て世代が野呂山ならではの魅力を体感できる3サイトの強化

→ こどもたちが自然とふれあう新たなアクティビティ導入と魅力的な滞在体験を創出し、日帰り利用客をリピーターへと育成



STEP 2：野呂高原ロッジの滞在拠点機能強化＋施設間連携強化

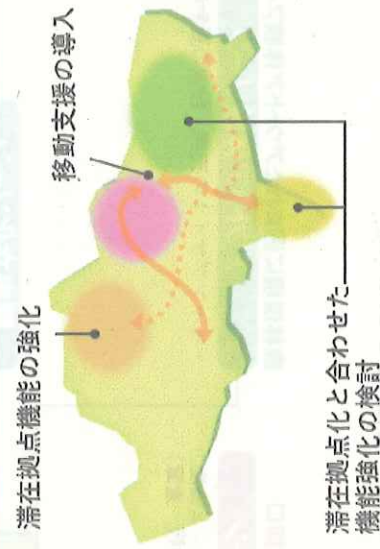
先行整備（STEP1）でのエリア全体の魅力向上により、民間事業者の参入意欲を高め、滞在の核となる野呂高原ロッジの整備を行い、滞在型観光を促進

施設内容

野呂高原ロッジサイト：ステップ1の再整備で子育て世代が喜ぶ新しいにぎわいを創出し、新生野呂山にふさわしいロッジを整備
 ビジターセンター・かぶと岩展望台・キャンプサイト：STEP1での強化の継続・拡張

高原ロッジの滞在機能とエリア全体のネットワークの強化

→ 滞在型観光の実現により、広域観光ルートの中核拠点としての役割を担う



5 今後の事業展開

令和8年度以降は、先行着手するSTEP1の各ゾーンに対する官民連携手法の具体化、その後、事業者公募・選定、設計・建設と、順次、段階的整備を図り、各ゾーンごとに早期の事業開始を目指します。

事業内容	R6	R7	R8	R9	R10～
野呂山の活用検証をするためのデータ収集		観光客動向等調査			
基本構想策定		基本構想策定 民間事業者ニーズ調査			
計画・設計			基本計画策定	実施計画（設計）策定	
段階的整備 STEP1・STEP2					STEP1 STEP2

【基本計画】

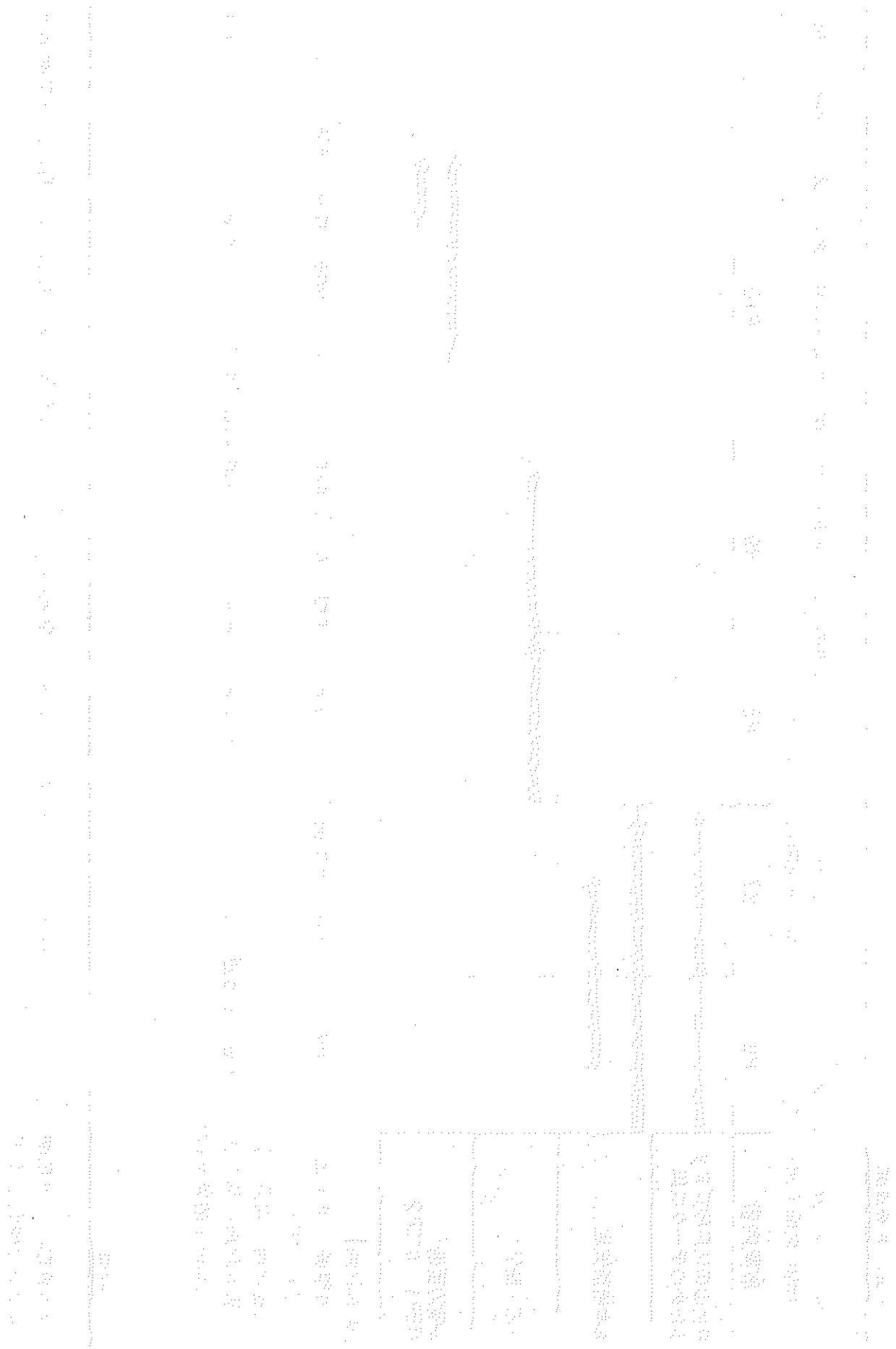
再整備工事を進める上で根幹となる計画。再整備における具体的な課題や条件を整理するなど場所や機能、概算工事費など具体的な案を示すもの

【実施計画（設計）】

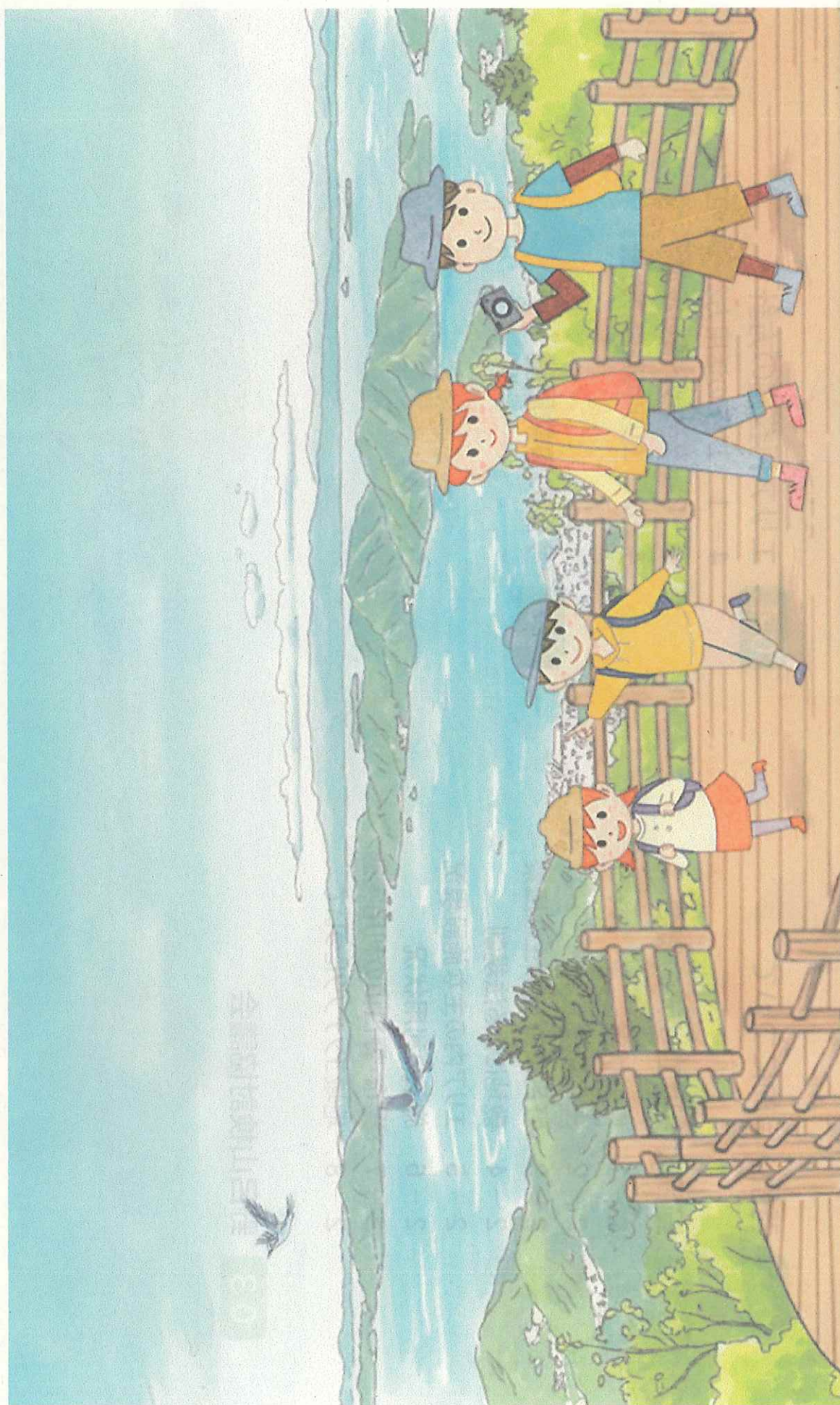
基本計画に基づき、工事施工を考慮した上で、デザインと技術面の両面にわたる詳細な設計書であり、工事施工に向けての工事費の具体的な積算を行うもの

6 その他

基本構想は、再整備のビジョンと方向性を示すものであり、具体的な整備内容については令和8年度に策定予定の野呂山再整備基本計画の中で検討します。



野呂山再整備基本構想(案)



01 背景・目的について

02 野呂山山頂エリアの概要

- 2-1 地形状況
- 2-2 主な変遷
- 2-3 野呂山エリアの主な風景
- 2-4 敷地に係る法規制
- 2-5 エリア内の主な施設現況
- 2-6 施設の利用状況
- 2-7 呉市・野呂山の利用実態
- 2-8 地域コンテンツについて

03 野呂山検討協議会

04 エリア再整備の方針

- 4-1 エリアの活用方針・コンセプト
- 4-2 ターゲット層の設定
- 4-3 エリア再整備の方針

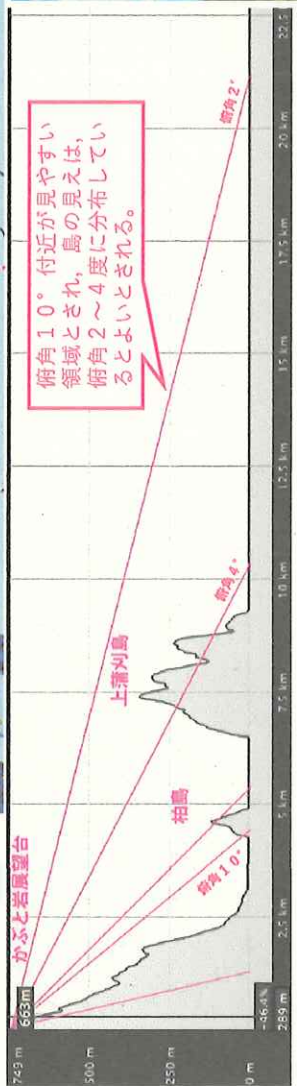
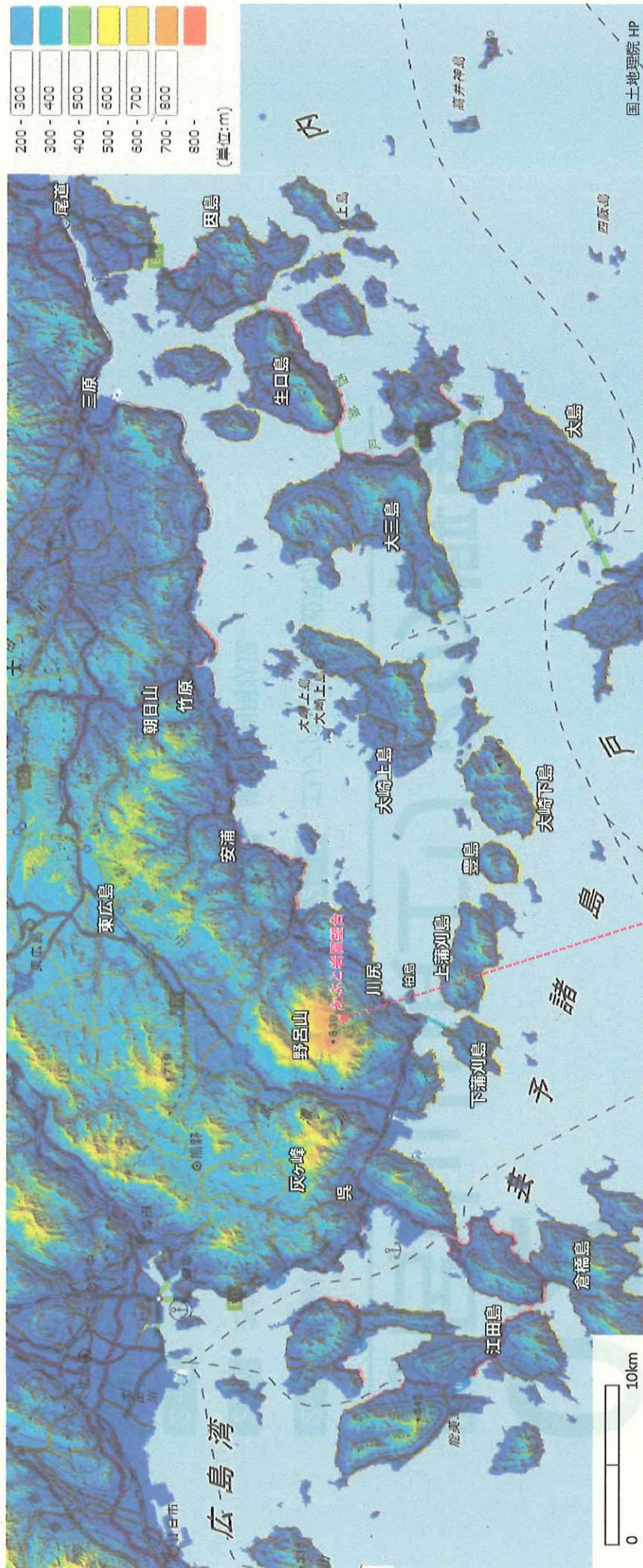
05 今後の事業展開

背景・目的について

[illegible]

野呂山頂エリアの概要

- 野呂山は、膳棚山（839.4m）と弘法寺山（788.8m）とを結ぶ東西2kmの高原の総称で、その標高は、瀬戸内海国立公園内では、六甲山に次ぐ高さであり、山頂からの展望は、瀬戸内海の多島美など素晴らしい景色が堪能できる屈指のスポットです。
- その標高の高さから、平地部と比べ年間を通して気温は5度程度低く、春から秋にかけては過ごしやすい気候です。



かぶと岩展望台～上瀬列島の断面イメージ



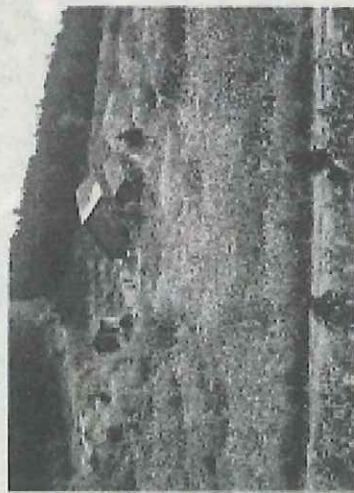
かぶと岩展望台からの眺望

- 山頂付近の開拓碑には「この碑は昭和二十年八月 大東亜戦争の終結に当たり県内各地において二千七百戸の開拓者が五千四百町歩の荒地を開墾して戦後の食糧不足に貢献した業績を後世に伝える為に建立したものである」と刻まれています。
- その後、高度経済成長に伴い、野呂山においては、昭和40年代に国立公園の利用拠点となる国民宿舎やビクターセンター等の設置、民間による観光開発が行われましたが、オイルショックを経て民間は撤退しています。現在は、高原の立地特性を生かした企業が参入しています。

昭和37年



- 終戦後、野呂山の開拓が行われ、昭和21年に71戸294人が入植する。昭和24年には十文字ロータリー近くに川尻小学校野呂分校も設置された。
- 昭和25年に瀬戸内海国立公園に指定される。
- 昭和45年には、開拓時の役割を終えた野呂分校が廃校となる。



野呂分校
(昭和34年・十文字ロータリー付近)

昭和56年



- 開拓兼観光用道路は、自動車の通行が困難なことから、川尻町と呉市、音戸町、安浦町が共同で、孤幅の陳情を行ない、昭和43年に有料道路として「ささなみスカイライン」が開通する。
- 国立公園の利用拠点となる国民宿舎、ビクターセンター、レストハウス、キャンプ場等が設置 (昭和43～44年) される。



野呂牧場遊園 (昭和43年ごろ)

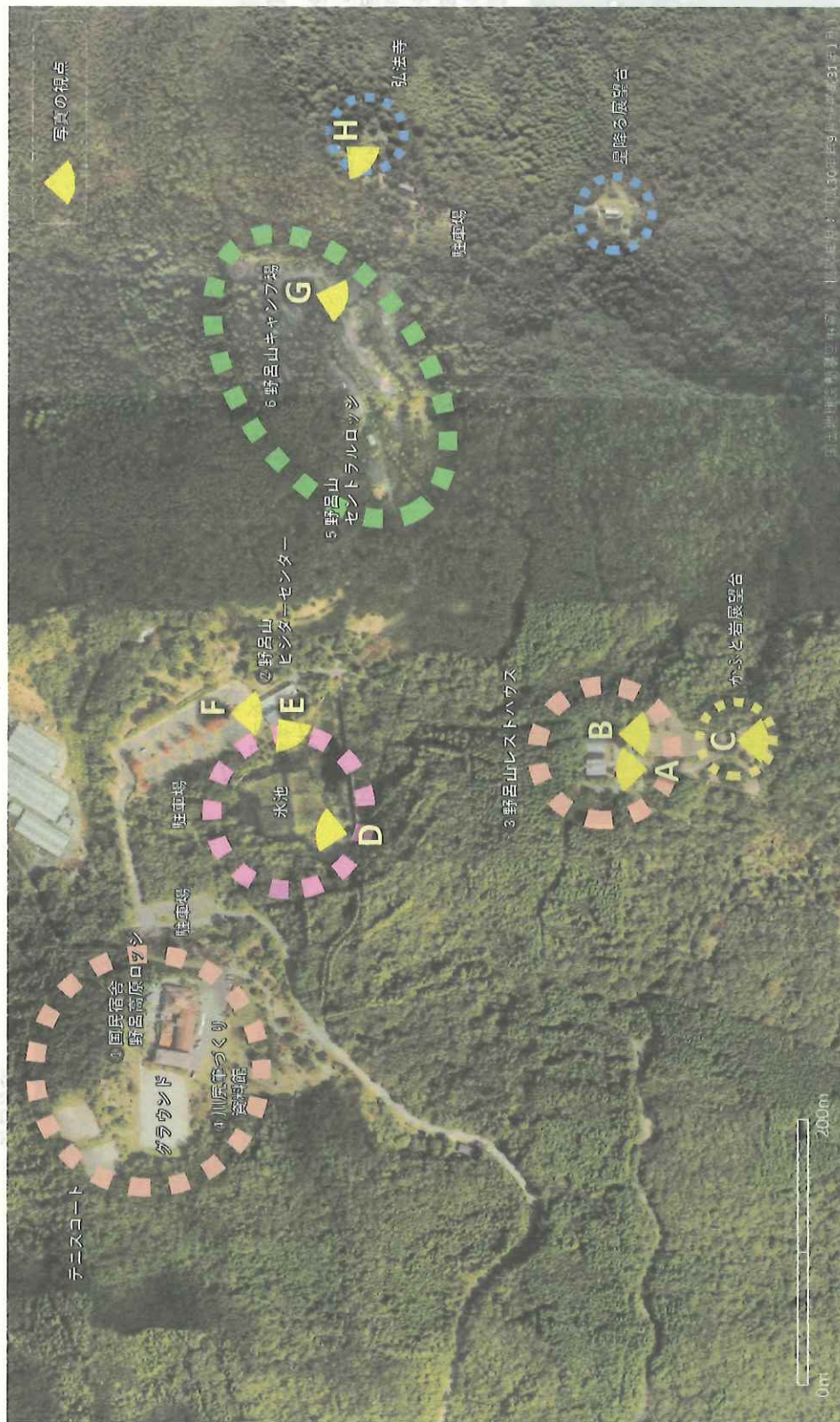
- 同時期に、民間による開発も行われ、十文字ロータリーの北側に整備された「野呂牧場遊園」は昭和43年に開業した。
- また、その翌年には日本で5番目のサーキット場「野呂山山頂パーク」がオープンした。

平成21年



- 騒音からの自然保護の声の高まりと、高度経済成長による好景気を一転させたオイルショックなどが背景となり、スピードパークは昭和49年に閉鎖され、同時期に野呂牧場遊園も閉園となる。
- 平成8年には野呂山を芸術交流、文化発信の地にするという構想の下、野呂山芸術村が開村
- 現在でもレストハウス開館日には、芸術村出身作家の作品を無料で鑑賞することができる。

※航空写真は、国土地理院HPより
※野呂山丸のみ読本 (平成17年3月発行) に基づき作成



視点A 瀬戸内海への眺望に向かうレストハウス



視点B レストハウスから園地・瀬戸内海を望む



視点C かぶと岩展望台より瀬戸内海を望む



視点D 園路から氷池を望む



視点H 弘法寺と展望デッキ



視点G 樹林に囲まれたキャンプサイト



視点F 特徴的な形状のビジターセンター



視点E ビジターセンター前の園地・氷池

- 自然公園法（昭和32年法律第161号）により、公園計画で保護と利用に関する計画を決定することが定められています。公園計画において、野呂山原口ツジ周辺は普通地域※1であり、それ以外の施設は第3種特別地域※2に立地しています。また、計画地全体が利用拠点として宿舎、野営場、園地などを総合的に整備する集団施設地区となっています。
- 森林法（昭和26年法律第249号）に基づき、一部が保安林指定により行為制限があります。立木の伐採などについては指定施業要件※3により農林水産大臣又は知事の許可が必要です。

※1 普通地域：国立公園の区域内で、特別地域に該当しない区域です。自然公園法による規制はあるものの、特別地域に比べて制限は緩やかとなっています。ただし、大規模な開発や自然景観を損なう行為は制限されます。

普通地域※1

※3 指定施業要件：保安林がその指定目的を達成するために必要な森林の取扱方法を定めたものです。これには、伐採の方法、伐採の限度、伐採跡地への植栽の方法、期間及び樹種が含まれます。

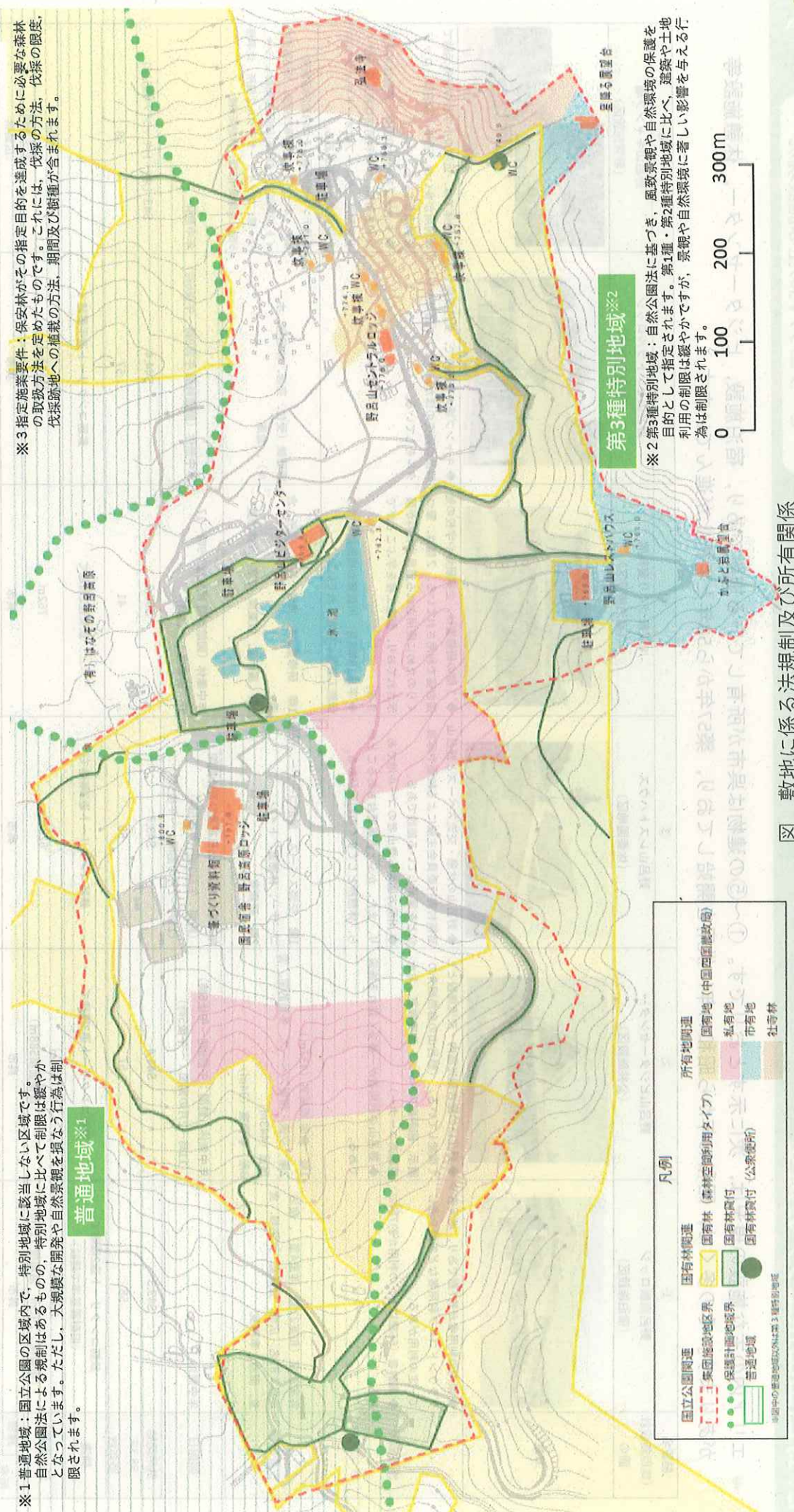


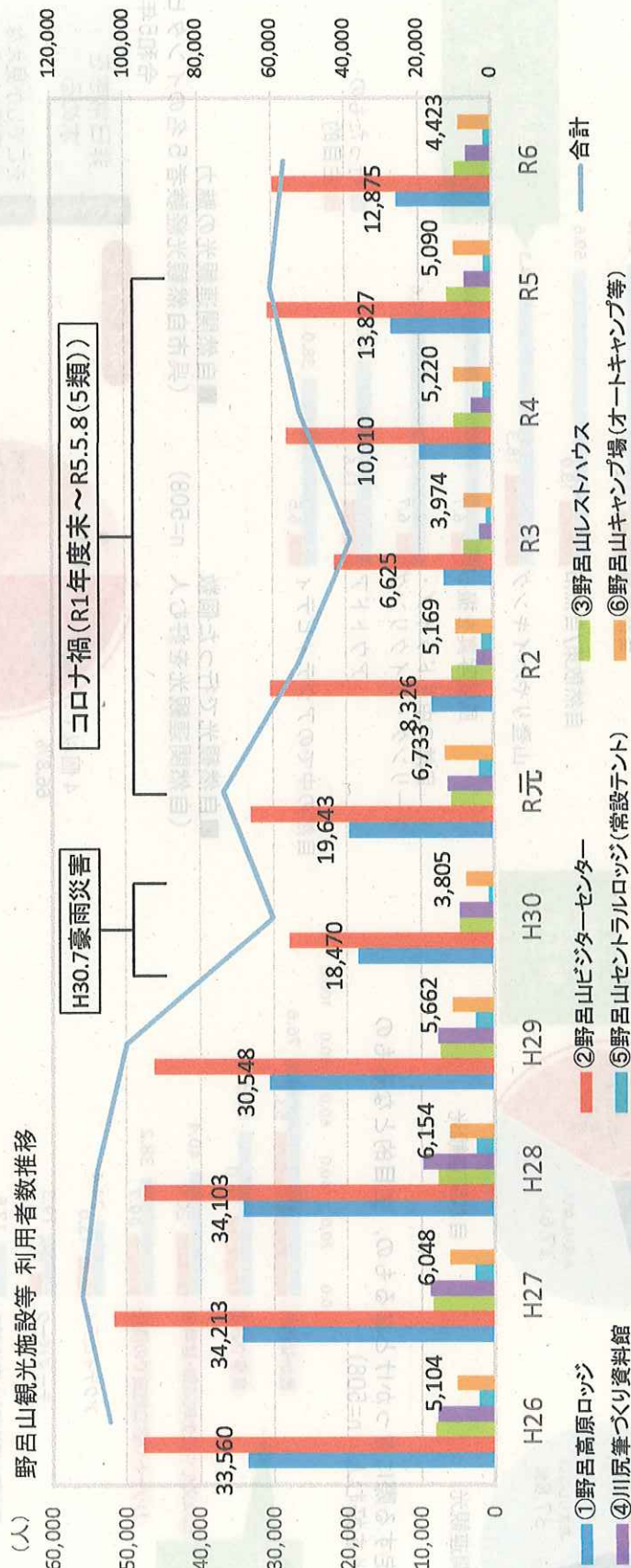
図 敷地に係る法規制及び所有関係

- エリア内の主な施設の現況は、次に示すとおりです。①～⑤の建物は呉市が所有している施設であり、宿泊施設、ビジターセンター、休憩施設等があります。その多くは、昭和43年から昭和44年に供用を開始しており、築57年から58年と老朽化が進んでいます。

施設名 (集団施設計画の)	① 野呂高原ロッジ (宿泊施設区)	② 野呂山ビジターセンター (公共施設区)	③ 野呂山レストハウス (休養園地区)	④ 川尻まきり資料館 (宿泊施設区)	⑤ 野呂山セントラルロッジ (野営施設区)	⑥ 野呂山キャンプ場 (野営施設区)
写真						
施設概要	◆ 県内の利用者が約7割であり、地元客やグラウンドゴルフ利用者など年間を通じて一定の利用がある。 ◆ 高齢者(65歳以上)の利用が約7割である。	◆ 野呂山の総合観光案内・交流施設として機能している。(野呂山の自然紹介の展示、国産スベスベ・陶芸教室、お土産販売コーナー) ◆ 野呂山の利用者が一番多く訪れる施設である。	◆ 野呂山の休憩・交流スペースと野呂山芸術村実行委員会主催による絵画や写真などを展示している施設である。 ◆ 川尻方面から登山者のゴール地であり、また、かぶと岩展望台もあることから、休憩所として多くの利用がある。	◆ 1階の研修室は、企業研修や学校の勉強会などで利用されている。2階は、まきりくりのために使用される道具や材料が展示されており、製造工程を学ぶことができる。 ◆ 平成16年8月、川尻町が経済産業省の伝統工芸品に指定されている。	◆ キャンプ場の管理棟で、受付業務や食料品の販売のほか、キャンプ道具のレンタルをしている。 ◆ キャンプ初心者の団体・家族は常設テントを利用、ソロ利用者は特設区画サイトを利用、グループはオートキャンプ場を利用する傾向がある。	◆ 団体では、近隣の小学校の野外活動での利用が多いが、近年、宿泊は、ロッジを利用している。 ◆ キャンプ初心者の団体・家族は常設テントを利用、ソロ利用者は特設区画サイトを利用、グループはオートキャンプ場を利用する傾向がある。
主要施設	客室25室(和室21室、洋室4室)、宿泊定員: 81名、広間、会議室、大浴場、食堂、厨房、事務室	1階 倉庫・機庫室(437㎡) 2階 交流・情報スペース、多目的室、管理室(443㎡) 3階 事務室(94㎡)	1階 交流スペース、展示コーナー、情報コーナー、休憩室、トイレ 2階 研修室	1階 研修室3室、舞台・控室、便所、倉庫 2階 展示室、収蔵庫(2室)、休憩室	管理棟(受付、売店、休憩室、ホール)、倉庫	常設テント80区画(その内約20区画は側面)、オートキャンプ場21区画、特設区画サイト20区画(その内約13区画は側面)、シャワー棟、ファイヤーサークル2箇所、炊事棟5棟、公衆トイレ5棟、休憩所2棟
開館日	年中無休	年中無休(時間: 午前9時～午後6時)(11時～2月の期間: ～午後5時)	年末年始を除く土日祝及び夏休み期間(時間: 午前9時～午後6時)(11月～2月の期間: ～午後5時)	年中無休(開館時間 午前9時～午後6時)	年中無休	年中無休
供用開始 R6.3末	S43.3	S44.4	S43.7	S60.3	S44.4	S43(オートキャンプ場H14)
築年数	58	57	58	41	57	58
構造	鉄筋コンクリート造2階建て(旧耐震基準で建設)	鉄筋コンクリート造3階建て	鉄筋コンクリート造2階建て	鉄骨造2階建て	鉄筋コンクリート造平屋建て	
延べ面積	2,403㎡ (宿舍棟 2,292㎡、浴場棟 111㎡)	974㎡ (建築面積 586㎡)	623㎡	762㎡	約230㎡	約3ha (敷地面積)
所有者	呉市 広島県	呉市 広島県 国営林	呉市 呉市	呉市 広島県	呉市 広島県	広島県 国営林(農林水産省)
施設管理者			一般社団法人 野呂山観光開発公社			
施設条例	国民宿舎野呂高原ロッジ設置条例	野呂山交流施設設置条例	野呂山レストハウス条例	呉市川尻まきり資料館条例	呉市野呂山セントラルロッジ条例	自然公園施設の設置及び管理に関する条例
計画・方針	個別施設計画※ 集約化(R11)	個別施設計画※ 集約化(R11)	個別施設計画※ 集約化(R11)	個別施設計画※ 廃止(R17)	個別施設計画※ 集約化(R11)	

※ 呉市公共施設に関する個別施設計画(令和3年3月策定)

- 利用者数は、平成29年度までは年間約10万人前後（各施設合計）の利用がありましたが、平成30年7月豪雨災害とその後のコロナ禍の影響で、各施設の利用者数は激減しています。現在、コロナ禍は収束（5類に移行）し、利用者数は回復傾向にあるものの、十分な回復には至っていない状況です。



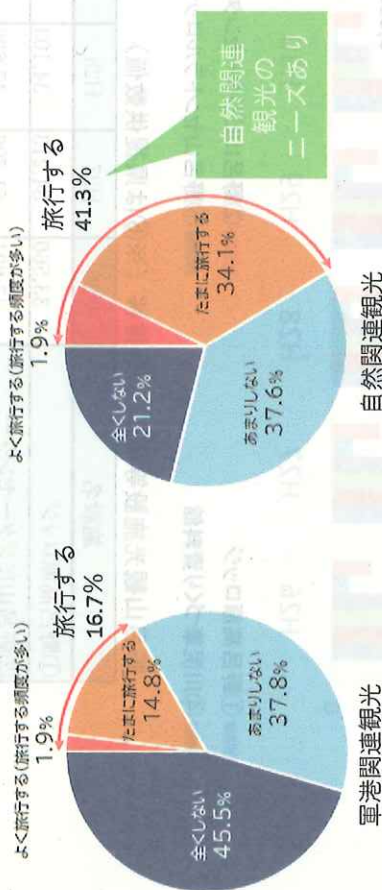
野呂山観光施設等 利用者数推移（※⑥は県提供数値）
（単位：人）

施設名	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
①野呂高原ロッジ	33,560	34,213	34,103	30,548	18,470	19,643	8,326	6,625	10,010	13,827	12,875
②野呂山ビジターセンター	47,821	51,796	47,628	46,174	27,822	33,118	30,448	21,657	27,937	30,617	29,849
③野呂山レストハウス	8,096	8,411	7,647	7,337	4,685	5,825	5,655	3,975	5,271	6,099	4,912
④川尻筆づくり資料館	7,821	8,792	9,829	7,727	4,676	6,206	2,220	1,857	2,869	3,685	3,420
⑤野呂山セントラルロッジ(常設デント)	2,194	2,629	2,425	2,582	640	1,959	1,553	826	1,270	1,175	982
⑥野呂山キャンプ場(オートキャンプ等)	5,104	6,048	6,154	5,662	3,805	6,733	5,169	3,974	5,220	5,090	4,423
合計	104,596	111,889	107,786	100,030	60,098	73,484	53,371	38,914	52,577	60,493	56,461

(1) 呉市の観光客動向等調査（左記調査のうち令和4年12月実施のインターネット調査）

- 自然関連観光のニーズは、軍港関連観光より高く、自然以外にも食事やお酒、歴史的遺跡・建築、宿泊施設等が主目的となっています。
- 自然関連観光では複数のコンテンツが総合的に評価される傾向があり、豊かな自然だけでは来訪の強い動機付けにならない可能性もあります。
- 「非日常感」やそこで見えかけない風景としての魅力、複数のコンテンツの組合せにより付加価値を創りだすことが求められています。

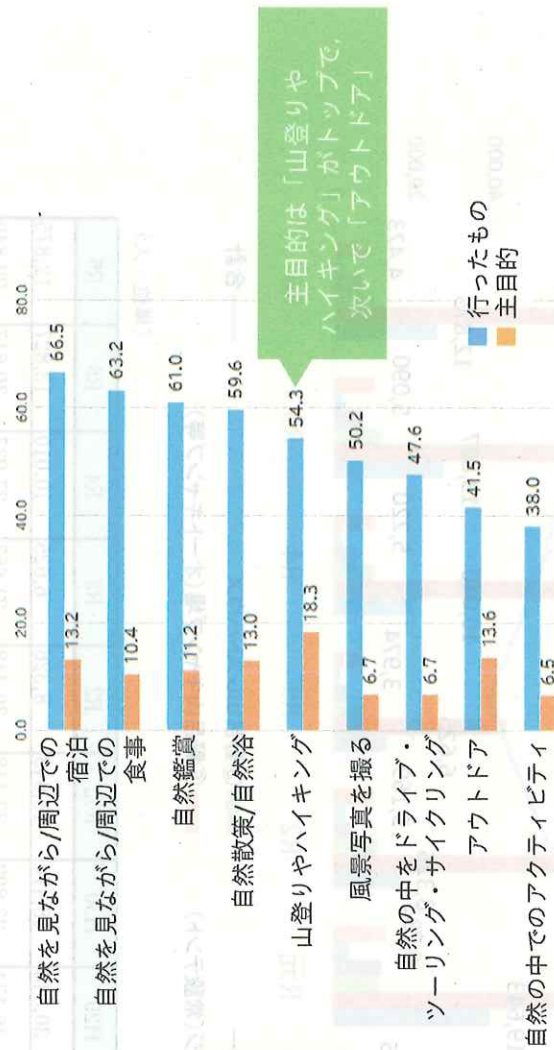
■ どんな旅行をするか（全体 n=29,487）



■ 旅行先を決定する際にきっかけとなるもの、主目的となるもの（自然関連観光を好む人 n=508）



■ 自然関連観光の内容および主目的（自然関連観光を好む人 n=239）



■ 自然観光で行った回数（自然関連観光を好む人 n=508）



■ 自然関連観光の魅力（呉市自然観光経験者5名のインタビュー 令和5年1月実施）

ポイント①
ポイント②

- ポイント① 非日常感を求める
- ポイント② ここでしか見えない風景としての魅力
- ポイント③ 他の観光資源との連携

(2) 野山利用者の利用実態調査(令和5年8月・令和6年8月実施)

- 野呂山へは自然・景観鑑賞、ドライブ、登山・ハイキング、キャンプを目的として来訪する人が多い状況です。
- 訪問回数は5回以上が多く、リピーターの占める割合が9割を超えており、野呂山利用者の再訪意向はかなり高くなっています。一方で、初来訪者は2割以下です。
- 野呂山に来るきっかけとして、最も当てはまるものは、カフェ、展望浴場、景色の良いレストランの割合が高い状況です。

■ 熊田山訪問の目的



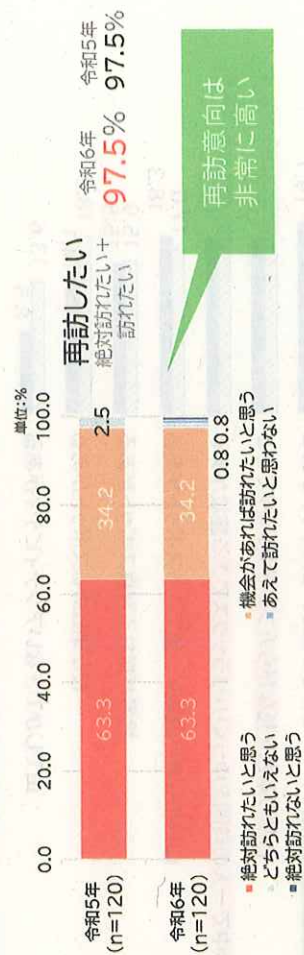
■これまでの訪問回数



■野呂山訪問が主目的が



■野呂山への再訪憶向



■野呂山に来るきかけ(野呂山にあつたら良いと思うもの)



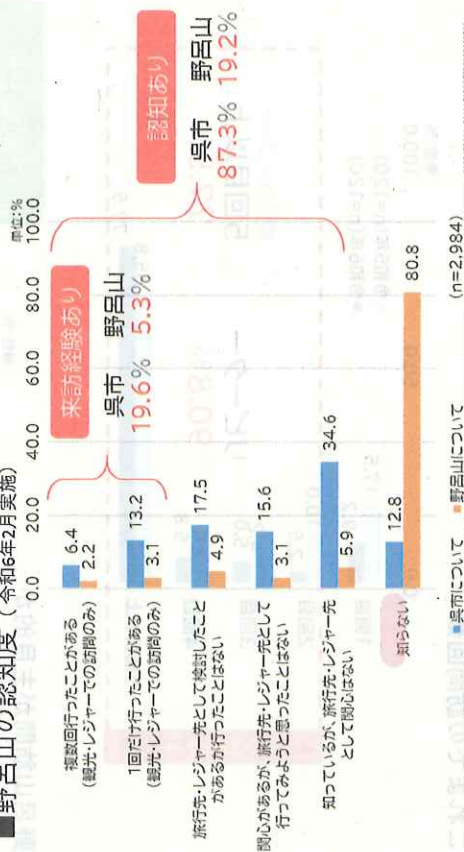
■野呂山で宿泊しても良いと思うサービス



(3) 野呂山未来訪者を対象としたインターネット調査（令和4年12月・令和6年2月実施）

- インターネットの全国モニター調査では、野呂山の来訪経験は約5%、知っている人は約20%と、認知度は低い状況です。
- 野呂山未来訪者にとって、展望台や弘法寺への関心は高い一方で、高原ロッジやビジターセンター等の施設への関心は高くなく、コンテンツとしては、レストランやカフェ、露天風呂などに對するニーズは高いことが分かります。

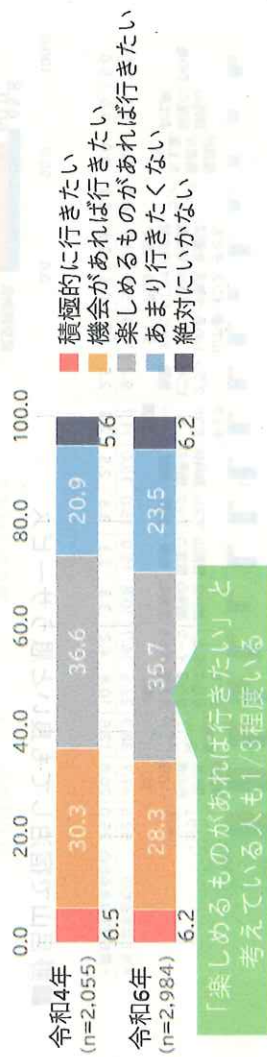
■野呂山の認知度（令和6年2月実施）



■施設への関心・訪問意向（令和6年2月実施）



■観光やレジャー先として「山」に行きたいと思うか（令和6年2月実施）



■どのようなコンテンツがあれば「山」を訪れるか（令和4年12月・令和6年2月実施）



(4) 携帯GPSデータを用いた分析（データ取得期間 令和6年4月～12月）

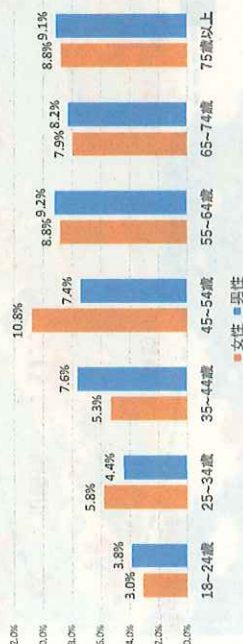
- 携帯GPSデータを用いた分析（データ取得期間 令和6年4月～12月）によると、野呂山関連施設来訪者は、40代以上の割合が高いことが分かります。
- 居住地別に見ると、広島県在住者が全体の8割以上を占め、そのうち、呉市、広島市の割合が高いことが分かります。
（大和ミュージアム来訪者は、県内在住者と県外在住者の割合が約半数ずつであり、関西圏、関東圏からの利用者も一定層いることが分かります。）

■ 野呂山関連施設来訪者

【性別】

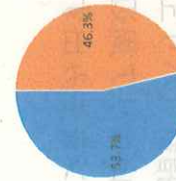


【年齢】

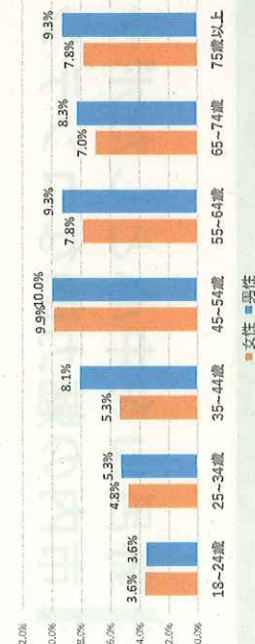


■ 大和ミュージアム来訪者（参考）

【性別】



【年齢】



大和ミュージアムなど呉市中心部には、中国地方以外からも一定層来ている

【居住地】

地方別

地方	割合
北海道	0.2%
東北	0.4%
関東	6.0%
中部	0.9%
近畿	3.5%
中国	87.2%
四国	0.6%
九州・沖縄	1.2%

県内利用者が8割以上

都道府県別（上位10）

都道府県	割合
広島県	84.6%
東京都	3.3%
神奈川県	1.7%
兵庫県	1.4%
岡山県	1.3%
大阪府	1.3%
山口県	0.9%
福岡県	0.8%
千葉県	0.7%
福島県	0.4%

広島県内（上位10）

市・町	割合
呉市	37.3%
広島市	24.5%
東広島市	8.6%
尾道市	2.7%
福山市	1.9%
熊野町	1.7%
廿日市市	1.5%
三原市	1.4%
府中町	1.2%
海田町	0.8%

【勤務地】

勤務地（上位10）

市・町	割合
呉市	38.9%
広島市	24.7%
東広島市	8.4%
尾道市	3.0%
福山市	1.8%
熊野町	1.4%
廿日市市	1.3%
三原市	1.3%
府中町	1.1%
海田町	0.8%

【居住地】

地方別

地方	割合
北海道	0.5%
東北	0.9%
関東	12.8%
中部	6.2%
関西	17.2%
中国	53.3%
四国	2.9%
九州・沖縄	6.1%

都道府県別（上位10）

都道府県	割合
広島県	48.2%
大阪府	6.8%
兵庫県	5.7%
東京都	4.8%
愛知県	3.4%
福岡県	3.4%
神奈川県	3.0%
埼玉県	2.3%
岡山県	2.1%
京都府	2.1%

広島県内（上位10）

市・町	割合
呉市	22.1%
広島市	15.9%
東広島市	2.3%
福山市	1.9%
江田島市	1.6%
廿日市市	1.1%
尾道市	0.5%
府中町	0.5%
海田町	0.5%
三原市	0.5%

【勤務地】

勤務地（上位10）

市・町	割合
呉市	22.7%
広島市	14.3%
東広島市	2.7%
福山市	1.8%
江田島市	1.1%
廿日市市	0.7%
府中町	0.7%
尾道市	0.6%
三原市	0.6%
海田町	0.6%

野呂山を中心としたポテンシャルを再整理し、市内の魅力的なコンテンツと合わせ、活用できる事業メニューを検討します。

呉市観光振興計画では「私たち呉市民が豊かで幸せに暮らしつつづけられるまちを目標して」をビジョンとして提示しています。行動指針（バリュー）として、「呉ならではのサービスや体験を提供し、たくさんの『呉ファン』を生み出そう！」を挙げています。野呂山エリア周辺を見渡すと、自然・歴史・食・滞在を核として、多種多様なコンテンツが存在しています。これら多くの魅力的なコンテンツを活用し、事業化に向けた市民意識の高まりが求められています。



【※】ALL呉の魅カコンテンツ

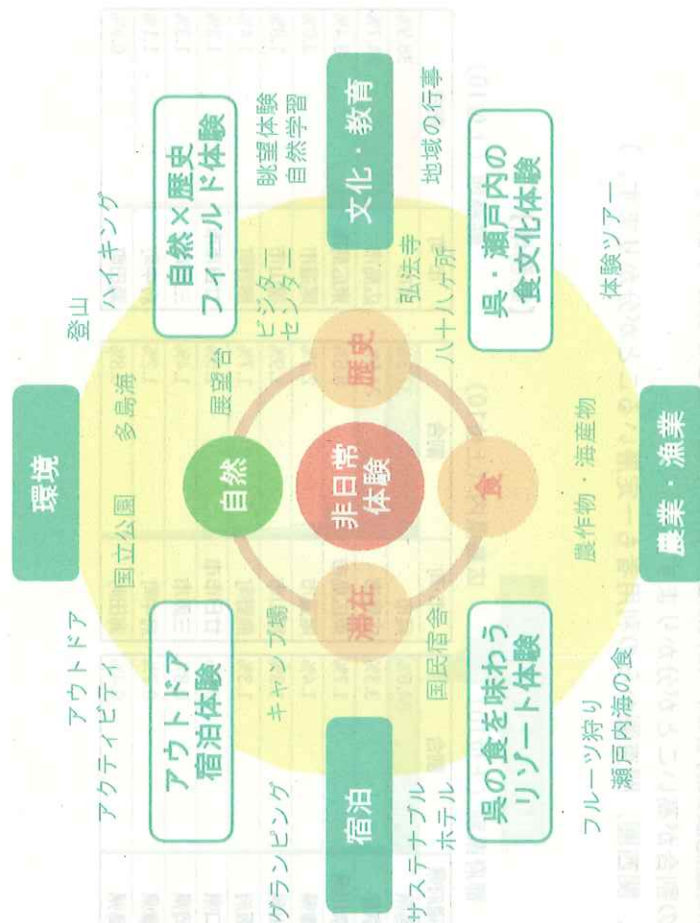


図 8 エリア周辺のポテンシャル

[illegible]

野呂山検討協議会

現議を要請せしむべきに就て、又、望を果せずして一に之を棄て、
 伊豫を割て行を宣稱する事を主として、
 我々
 全東の無情極度
 策計のむく活無情のうーアノーウーエ
 にも、民衆のうく活無情のうーアノーウーエ

(1) 野呂山検討協議会の開催状況

- 野呂山観光施設の集約化や今後予定している民間活用による野呂山全体の魅力発信に向けた「野呂山再整備基本構想」の策定について、野呂山関係機関・国（環境省・林野庁）・広島県・呉市・地元関係者で協議することを目的として、令和5年12月に「野呂山検討協議会」を設立しました。これまでに計8回開催し、最終的に基本構想（案）として呉市に提出することになりました。

■協議会の開催状況

開催時期		協議事項
令和5年度	第1回 R5.12.20	- 野呂山検討協議会の設立について - 現状と課題、野呂山への思い
	第2回 R6.3.14	- 野呂山の景観 - 基本構想業務内容案の確認
	第1回 R6.8.9	- 基本構想概要案の検討 - 民間事業者のニーズ調査について
令和6年度	第2回 R6.10.11	- 基本構想の方針案の検討 - 地域コンテンツの提供
	第3回 R6.12.23	- 民間事業者のニーズ調査結果 - 引き続き民間事業者に提案していく案
	第1回 R7.4.21	民間事業者ニーズ継続調査及びヒアリング調査・モニタザー
令和7年度	第2回 R7.10.11	- 民間事業者ニーズ継続調査の結果 - 調査を踏まえた基本構想（素案）の確認
	第3回 R8.1.23	基本構想（案）を市に提案
		- 野呂山の現状について意見交換。各施設の老朽化や森林の生長による景観の悪化などの課題を共有 - 野呂山での現地確認。景観（木の伐採）・夏場の水不足など課題を整理 - プロポーザルを行う基本構想策定業務の説明 - 基本構想の概要案について意見交換。エリアの整備方針として、3案を整理 - 各エリアの再整備案の説明と課題・概算事業費などの整理 - 基本構想の方針案について意見交換。ターゲットの設定やゾーニング案、野呂山周辺の地域コンテンツについて協議 - 調査結果の報告 - これまでの協議会で出た案とニーズ調査結果を踏まえ、2案にまとめた構想案を説明 - 引き続き民間事業者参画の可能性を探る調査を行う旨を説明 - 調査結果の報告 - モニタザーでの事業者からの提案 - 基本構想（素案）について、生物多様性への配慮や実現に向けての期待などの意見あり



現地調査時の様子



大判図を用いたワークの様子



ワーク後の意見交換の様子



全体協議の様子

(2) 事業者モニター調査

民間事業者へのアンケート調査

実施期間：令和6年10月28日～同年11月29日の1か月間実施

■ 回答概要

アンケート調査（55社へ依頼・一般募集）15社から回答
 民間事業者が自ら資金調達を行い、宿泊・飲食・物販施設を建設して運営する『民設民営』を希望する回答はありませんでした。

自然環境や眺望は高く評価するものの、山頂へのアクセスや施設老朽化が課題となりました。

質問 「施設を導入するならどこが良いですか？」
 （15社から回答）

高原ロッジ
 宿泊施設 2社
 飲食施設 3社
 物販施設 3社

ビジターセンター
 宿泊施設 0社
 飲食施設 2社
 物販施設 2社



かぶと岩展望台
 宿泊施設 3社
 飲食施設 1社
 物販施設 0社

- 飲食・物販施設は条件により独立採算が可能という意見がありました。
- 宿泊施設は現状の高原ロッジの方向性を継続したいとの意見が複数ありました。

【飲食・物販のアイデア】

- 入れ替わりでビジターセンターへ出店
- キャンプ場附帯施設で飲食のテイクアウト

民間事業者へのヒアリング調査

実施期間：令和6年12月中旬～令和7年1月下旬

■ 調査概要

アンケート調査で参加意向等があった事業者のうち、「開発・設計・建設・維持管理・運営・マネジメント」を行う事業者（計9社）に対し、対面又はWEBでヒアリングを実施しました。

■ 敷地のポテンシャル

- 自然環境の豊かさ、かぶと岩展望台から望む瀬戸内海の多島美、県内や近隣県からの集客性に対して高い評価がありました。
- 一方で、建物の老朽化、周辺の誘客施設・コソテンツの不足、自然公園法や森林法による制約等を懸念する意見がありました。

■ 宿泊施設再整備について（民設民営の可能性）

- 施設整備費・維持管理運営費の一部を公共で負担、学校の宿泊行事での利用収入を見込む等のスキーム検討が必要との意見がありました。
- 民設民営（独立採算）での宿泊施設の運営は困難との意見が複数ありました。また、民設民営での参加を希望する事業者は、直ちに参画を判断できる状況にないとの回答でした。

追加アンケート調査

実施期間：令和7年7月22日～同年8月8日

■ 調査概要

野呂山における宿泊・飲食・物販施設等の利用拠点について、民設民営による事業の可能性をさらに深掘りすることを目的に、宿泊・飲食・物販施設の整備・運営の実績を有する事業者を対象に調査を実施しました。

■ 回答概要

- アンケート調査（55社へ依頼・一般募集）に対して、6社から回答がありました。
- 民設民営による整備・運営に興味を示した事業者は計2社いましたが、公共の費用負担（改修や運営への補助など）を求める意見があり、民設民営による施設の新設・運営については、現時点での可能性は低いことが確認されました。



モニターツアー

実施期間：令和7年1月～同年9月

■ 調査概要

- 実際に現地を見ていただき、民間事業者の皆様との対話を通じて、実現性ある提案や様々なアイデアを頂くことを目的として、モニターツアーを実施しました。
- 計5社に参加いただき、事業者からの意見や利活用の提案を頂きました。



エリアの特徴・課題

野呂山頂エリアの特徴と課題を整理すると次のとおりです。

■：特徴 ■：課題

地形

- 野呂山山頂周辺の標高700～800m程度に位置し、比較的傾斜の緩い高原地形である。
- 平地部と比べ、年間を通して、気温は5度程度低く、春から秋にかけて過ごしやすい気候

変遷

- 昭和25年に瀬戸内海国立公園に指定される。
- 昭和43～44年に国立公園の利用拠点となる国民宿舎やビジターセンター等が整備される。

法規制状況

- 国立公園内の集団施設地区の指定を受けており、国立公園の計画を考慮した検討が必要
- 森林の多くは、保安林指定を受けており、また、計画地内の国有林は、森林空間利用タイプに位置付けられている。

風景

- 瀬戸内海の多島美を一望できる絶景がひろがる。
- 園地や氷池周辺の散策路からは、豊かな自然風景を享受でき、ビジターセンターなど、周囲の自然風景との馴染みのよい特徴的な施設群がある。

利用状況

- 平成30年7月豪雨災害、コロナ禍の影響で利用者は激減
- 現在、利用者数の回復に至っていない。
- 利用者の9割以上がリピーターで再訪意向も高い。市内や近隣自治体からの合宿利用は増加傾向

施設現況

- 計画地に施設が分散して立地
- 施設は、そのほとんどが築年数57年以上で、更新期を迎えており、施設老朽化に伴い、施設自体の魅力は低下

野呂山再整備基本構想の内容

活用方針①

子どもたちが自然とふれあい、身体的なアクティビティを体験することで、探求心を育む学びと成長の空間を創出



- 新しい人流の開拓として、子育て世代にアプローチ
- 子どもたちが野呂山の雄大な自然の中で声を出して走り回り、様々な体験をすることのできる環境を整備

活用方針②

STEP1とSTEP2の2段階に分けた整備(段階的整備)による野呂山への新たな人流の開拓と民間企業参画の可能性の追求



- STEP1 では野呂高原ロッジエリア以外の各施設を先行して整備し、新しい人流とにぎわいを創出したのち、新生野呂山にふさわしい野呂高原ロッジエリアとして再整備を行う。
- STEP1 で行う再整備により野呂山の観光地としての魅力を向上させ、民間事業者参画の可能性を高める。
- 最初に全ての計画を作るのではなく、段階的にステップを踏んでいくことで、時代と環境の変化に対応する。

STEP 1

- ビジターセンターの改修
- かぶと岩展望台(星降る展望台)の改修
(レストハウスは廃止)
- キャンプサイトの改修(セントラルロッジは廃止)
- 野呂高原ロッジエリアのリフォーム

STEP 2

- 野呂高原ロッジエリアの再整備

■ 野呂山頂エリアの特徴を踏まえて、エリア活用のターゲット層を設定

特徴

- ✓ 広島市・呉市・東広島市などの市街地から、車で1時間程度でアクセス可能
- ✓ 豊かな自然環境・歴史資源を生かした自然環境学習や野外活動など、教育的・体験型資源が豊富
- ✓ 瀬戸内海国立公園に位置し、多島美を一望できる絶景というけうな資源を有する
- ✓ 50km圏内に、呉・広島市街・宮島・竹原・しまなみ海道など、国際的にも注目を集める観光地が存在

メインターゲット

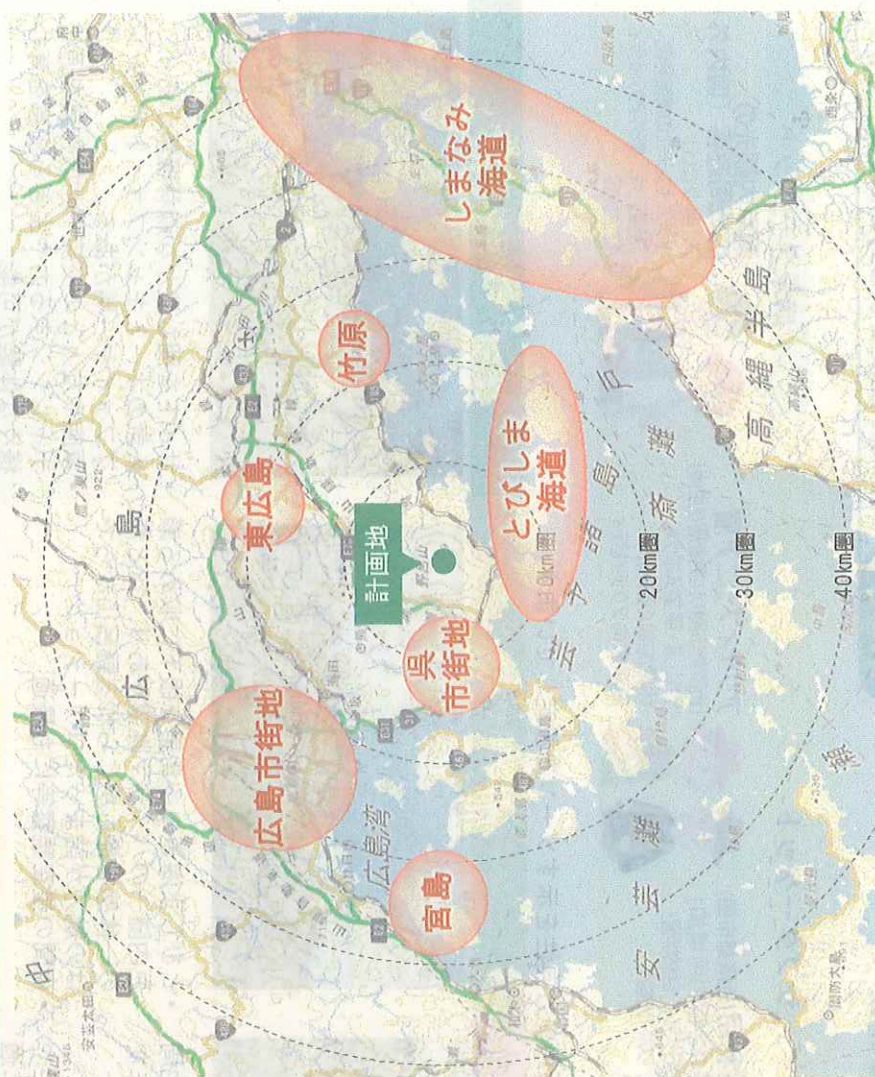
- ① ファミリー層（広島市・呉市・東広島市など近隣都市圏）
 - 「気軽な日帰り自然体験」需要に合致
 - こどもと一緒に楽しめるキャンプ・ハイキング・天体観測など、教育的・体験型資源が豊富

サブターゲット

- ② 学校・団体利用（教育旅行、地域活動）
 - 瀬戸内海を背景にした自然環境学習、野外活動、弘法大師ゆかりの歴史が教育素材として有効
 - 冷涼な気候を生かして、春から秋季にかけて、高校生や大学生等のスポーツ合宿等に対応を拡大
- ③ アクティビニア層（50～70代、健康志向・登山愛好者）
 - 山頂まで車でアクセスできる一方で、複数の登山コースがあり、体力に応じて選べる。展望・自然観察・歴史散策など、アクティブ+ゆったり型観光の両立が可能
 - 平日利用の余地があり、観光消費の平準化につながる。

成長ターゲット

- ④ 瀬戸内観光の広域周遊客（国内外）
 - 国際観光地と連携しやすい立地であり、海だけでなく「山からの絶景」を加えることで、瀬戸内観光の多様化に寄与
 - 外国人観光客には「海と山を一望できるパワマ体験」「日本的な四季の山景色」が強い魅力



各サイトの特徴を生かしたゾーニングの設定

方針① こどもが主役となる野呂山の魅力活用

ターゲット層	メインターゲット	サブターゲット	成長ターゲット
ファミリー層 (近隣都市圏) 「近隣都市圏の利用者層が主体」 キャンプ・グランピング、 野外アクティビティ、 体験型プログラム、自然学習	学校・団体利用 (近隣都市圏) 「林間・学校等の合宿利用増加」 教育旅行対応プログラム、自然学習、 歴史文化体験、スポーツ施設 宿泊施設	アクティブシニア層 「近隣都市圏の利用者層が主体」 登山道・展望スポット、 休憩施設の整備、 健康志向アクティビティ	瀬戸内観光の 広域観光客 (国内外) 「利用少ない」 ビターセーターでの情報発信、 展望デッキ、野外アクティビティ、 宿泊施設

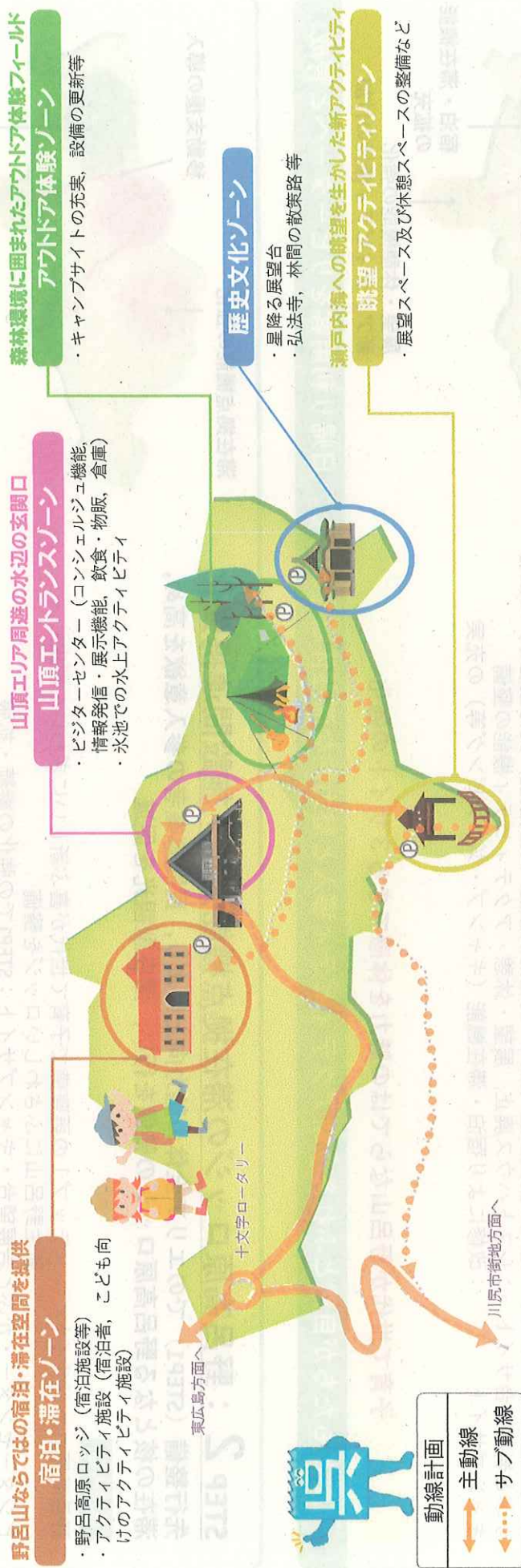
各サイトについて、ポテンシャルと課題を踏まえて、ターゲット層に合わせた活用の方向性を示すゾーンを設定しています。

野呂高原ロジックサイト	ビジターセンターサイト	かぶと岩展望台サイト	キャンプサイト
 - 隣接するグラウンドを含め、エリア最大の平坦な敷地 (約1ha) があり、大自然の中で思い思いに残る様々な体験が可能となる滞在型観光の拠点 - こどもたちが思い切り走り回り、多人数でのダイナミックなアクティビティやスポーツフィールドとしても利用可能なエリア	 - 高原の豊かな自然環境が美しい氷池周辺。水生生物の観察や水辺景観を生かした学び・遊び体験に最高のロケーション - 山頂エリア最大の駐車場あり。遠足や林間学校など団体学習のアクセスに適し、こどもたちの「自然学習の玄関口」となる。	 - とびしま海道の多島美を眼下に収める瀬戸内随一のパノラマ眺望があり、空と海の一休感を最も感じられる野呂山ならではの魅力が詰まったロケーション - 夜間の星空観察等にも最適	 - サイトを囲む豊かな森林環境があり、人気のオートキャンプサイトやキャンプファイヤー場がある。 - 家族や友人との交流や共同作業を通じ、チャレンジする力や生きる知恵を育む様々な体験が可能 - デジタル環境から離れ自然を五感で感じ成長につながる野外フィールド
ポテンシャル - 既存施設の取扱い (老朽化) - 眺望の確保	課題 - ビジターセンターが案内拠点として機能を十分に発揮できていない。 - 水辺景観の楽しみ方として周回する散策路しかない。	課題 - 既存施設の取扱い (老朽化) - 水回り設備の老朽化 - キャンプサイト (デッキ) の老朽化 - 樹林繁茂による快適性低下	課題 - 既存施設の取扱い (老朽化) - 水回り設備の老朽化 - キャンプサイト (デッキ) の老朽化 - 樹林繁茂による快適性低下
宿泊・滞在ゾーン 遊びと学びの大舞台	山頂エントランスゾーン 水辺のアクティビティ基地	眺望・アクティブディバイゾーン 空/海/島に囲まれた絶景テラス	アウトドア体験ゾーン 自然の輝に飛び込む冒険と交流の場

各ゾーニングの機能と動線設定

各サイトについて、ポテンシャルと課題を踏まえて、活用の方角性を示すゾーニングを設定しました。

方針① こどもが主役となる野呂山の魅力活用



野呂高原ロッジサイト	ビジターセンターサイト	かぶと岩展望台サイト	キャンプサイト
宿泊・滞在ゾーン 「遊びと学びの大舞台」 民間活力を最大限活用し、サステナブルな宿泊施設を整備し、こどもの記憶に残る野呂山ならではの宿泊体験、ツアー等を提供するゾーン	山頂エントランスゾーン 「水辺のアクティビティ基地」 山頂エリア周遊の玄関口として、野呂山や呉市等の情報・魅力発信、各種アクティビティの拠点となるゾーン	眺望・アクティビティゾーン 「空/海/島に囲まれた絶景テラス」 瀬戸内への圧倒的な眺望を生かした滞在性の向上や新たなアクティビティの拠点となるゾーン	アウトドア体験ゾーン 「自然の懷に飛び込む冒険と交流の森」 豊かな森林環境に囲まれ、キャンプ・キャンプファイヤーを始めとした様々な野外体験等でこどもの冒険心や交流を育むフィールドとなるゾーン

段階的な再整備

方針② 段階的再整備による新たな人流の開拓

野呂山の再整備は、短期的には既存施設の改修・機能強化を図り、新しい体験価値を創出することで新規利用者を獲得し、中長期的には滞在型観光を可能にする宿泊機能を充実させる二段階方式で進めます。これにより、「日帰り型から滞在型へ」とシフトする観光拠点化の実現を目指します。

STEP 1：施設集約化＋野呂山ならではの魅力強化

野呂高原ロッジ以外の既存施設の集約化・改修、野呂山ならではの新たなアクティビティ機能の付加等により、観光客を呼び込み、特に子育て世代への訴求を強化

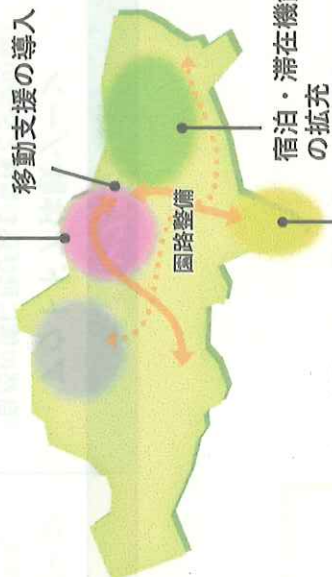
施設内容

野呂高原ロッジサイト：現状維持（小規模改修）、レクリエーション、研修機能の提供
 ビジターセンターサイト：周遊の拠点機能（案内・情報発信機能、飲食機能、受付機能等）の強化
 かぶと岩展望台サイト：レストハウス廃止、展望・休憩・アクティビティ機能の整備
 キャンプサイト：改修により宿泊・滞在機能（キャンピング・グランピング等）の充実

子育て世代が野呂山ならではの魅力を体感できる3サイトの強化

→ こどもたちが自然とふれあう新たなアクティビティ導入と魅力的な滞在体験を創出し、日帰り利用客をリピーターへと育成

周遊の拠点機能の強化



展望・休憩機能の強化
 新たなアクティビティ機能の付加

宿泊・滞在機能
 の拡充

移動支援の導入

図路整備

STEP 2：野呂高原ロッジの滞在拠点機能強化＋施設間連携強化

先行整備（STEP1）でのエリア全体の魅力向上により、民間事業者の参入意欲を高め、滞在の核となる野呂高原ロッジの整備を行い、滞在型観光を促進

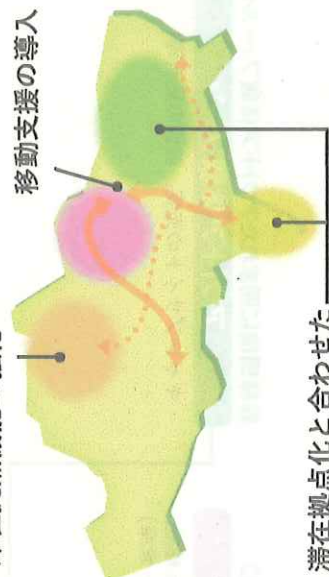
施設内容

野呂高原ロッジサイト：ステップ1の再整備で子育て世代が喜ぶ新しいにぎわいを創出し、新生野呂山にふさわしいロッジを整備
 ビジターセンター・かぶと岩展望台・キャンプサイト：STEP1での強化の継続・拡張

高原ロッジの滞在機能とエリア全体のネットワークの強化

→ 滞在型観光の実現により、広域観光ルートの中核拠点としての役割を担う

滞在拠点機能の強化



滞在拠点化と合わせた
 機能強化の検討

開業展覧の今後

50

事業スケジュール

- 令和8年度以降は、先行着手するSTEP 1 の各ゾーンに対する官民連携手法の具体化、その後、事業者公募・選定、設計・建設と、順次、段階的整備を図り、各ゾーンごとに早期の事業開始を目指します。

事業内容	R6	R7	R8	R9	R10～
野呂山の活用検証をするためのデータ収集	観光客動向等調査				
基本構想策定	基本構想策定	民間事業者ニーズ調査			
計画・設計			基本計画策定	実施計画（設計）策定	
段階的整備 STEP 1・STEP 2					STEP 1 STEP 2

【基本計画】

再整備工事を進める上で根幹となる計画
再整備における具体的な課題や条件を整理するなど場所や機能、概算工事費など具体的な案を示すもの。

【実施計画（設計）】

基本計画に基づき、工事施工を考慮した上で、デザインと技術面の両面にわたる詳細な設計書であり、工事施工に向けての工事費の具体的な積算を行うもの。

- 基本構想は再整備のビジョンと方向性を示すものであり、具体的な整備内容については令和8年度に策定予定の野呂山再整備基本計画の中で検討します。



教議第3号 学校施設等の建設計画について

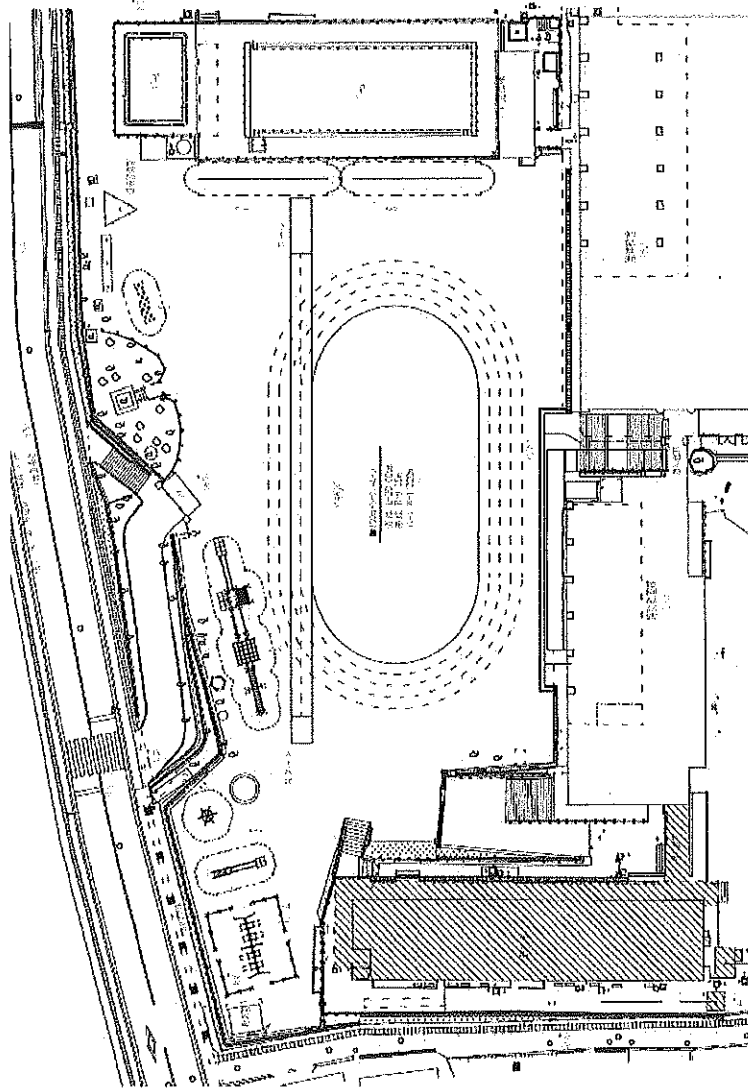
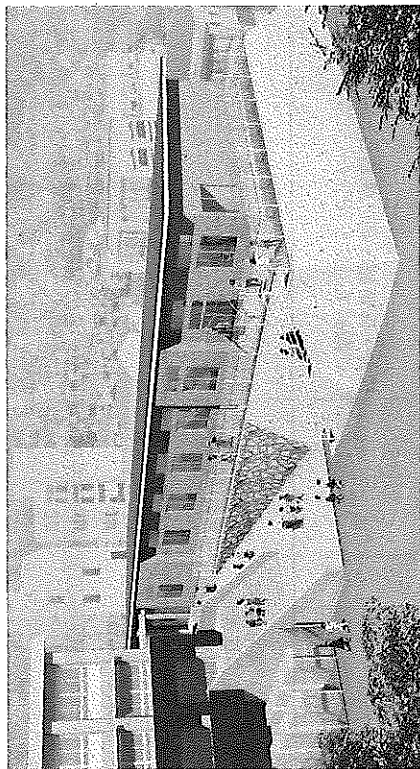
学校施設等の建設事業(令和8年度～令和12年度)を次のとおり計画する。

事業名	施設名	事業内容	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
小学校 建設事業	宮原小学校	校舎改築 木造 平屋建て 448㎡ 外構工事 (運動場・遊具新設)	校舎建設	外構工事 仮設校舎 撤去				
	港町小学校	校舎・体育館改築 鉄筋コンクリート造 4階建て 4,206㎡		重層屋体建設		外構工事 仮設校舎 撤去		
	広小学校	校舎長寿命化 鉄筋コンクリート造 3階建て 1,424㎡	長寿命化改修 工事設計			仮設校舎建設	長寿命化改修	
	和庄小学校	校舎長寿命化 鉄筋コンクリート造 4階建て 2,210㎡	長寿命化改修 工事設計			仮設校舎建設	長寿命化改修	
	昭和中学校	校舎改築 鉄筋コンクリート造 2階建て 約850㎡	校舎改築 工事設計 既存校舎改修	旧校舎解体	校舎建設			
中学校 建設事業	両城中学校	校舎・体育館改築 鉄筋コンクリート造 3階建て 約2,700㎡	校舎改築 工事設計			仮設校舎建設 既存校舎解体	重層屋体建設	
	青戸学校給食 共同調理場 建設事業	学校給食共同調理場改築 鉄骨造 平屋建て 778㎡		共同調理場建設		旧調理場 解体		

【提案理由】

学校施設等の建設計画を定めるため、この案を提出する。

◆宮原小学校建設事業



☆整備内容：100mトラック設置、遊具新設（5基）

【対象建物】

棟番号	棟数	建設年度	面積 (㎡)	Is値	判定	コンクリート強度
③-1	1	S43	512	0.26	C	11.76
③-2		S42	608	0.26		
合計	1		1,120			

【スケジュール】

R4 (2022)												R5 (2023)												R6 (2024)												R7 (2025)												R8 (2026)											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3												
実施設計												既存校舎改修												石積擁壁測量設計												建設工事												外構工事											
												仮設校舎建設												石積擁壁改修												新校舎使用開始												仮設校舎撤去											
												工損												既存校舎解体																																			

校舎(鉄筋コンクリート造 4F 4206.73m²)

1F. 普通教室4室・特別支援教室2室

保健室・相談室2室・児童会ほか

2F 職員室・校長室・普通教室4室

放送室ほか

3F 音樂室・工藝室・圖書室

4F アリーナ・シャワー・2室ほか

各階トイレ・エレベーター

体育倉庫 (鉄筋コンクリート造 1F 40m²)

R4 実施設計・地質調査

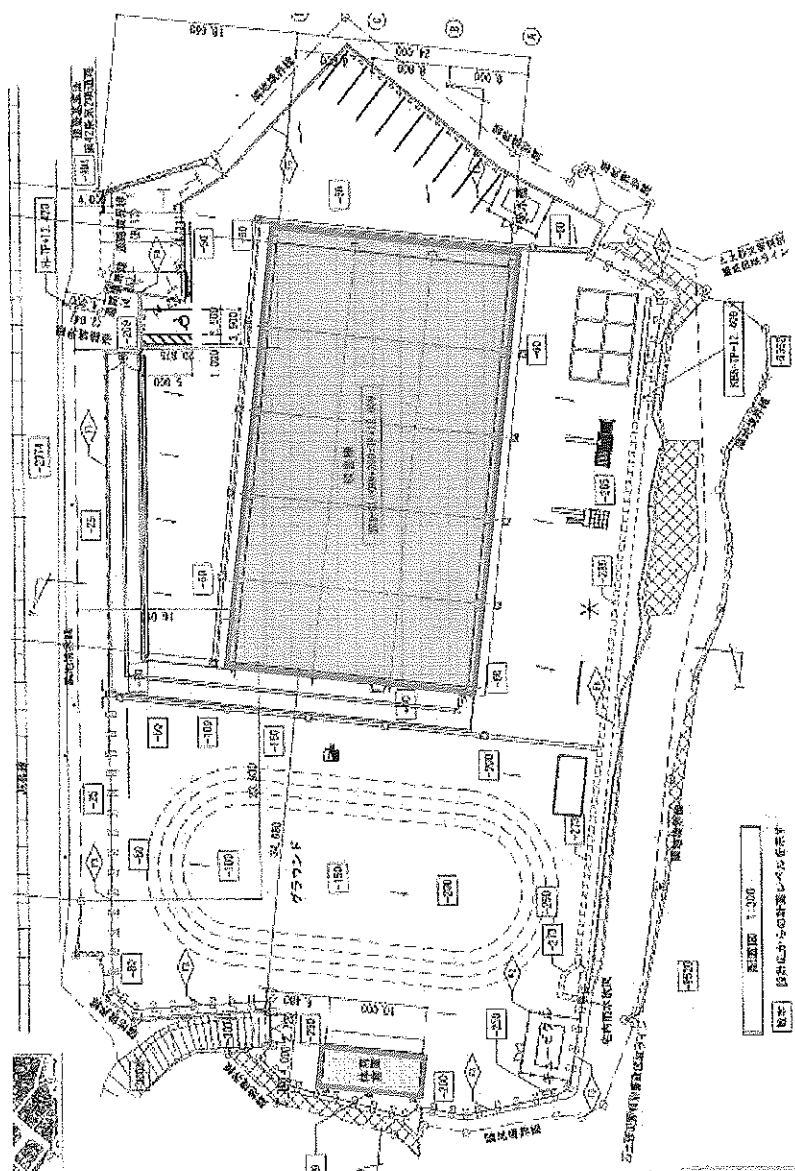
R5 假設校舍建設；

工損調査

R6 旧校舍等解体工事

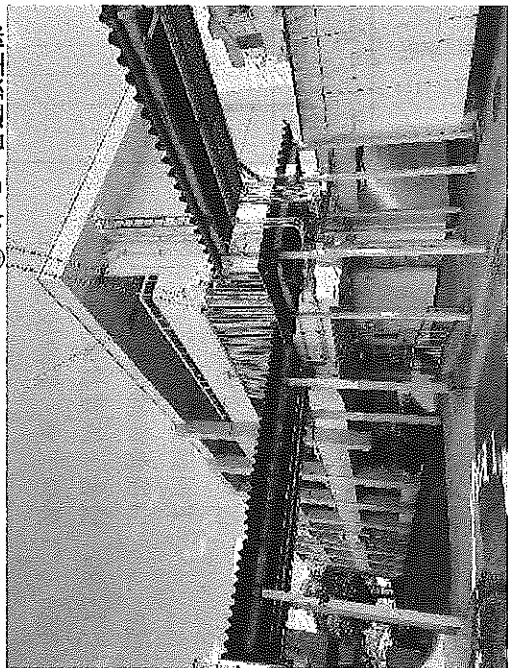
R7~R9 校舍・体育倉庫建設工事

R10 外構工事, 仮設校舎撤去



R7(2025)												R8(2026)												R9(2027)												R10(2028)																							
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																								
																								建設工事												外構工事																							
																																				新 校 舎 使 用 開 始												仮設校舎撤去											

②-1,-2 普通教室棟



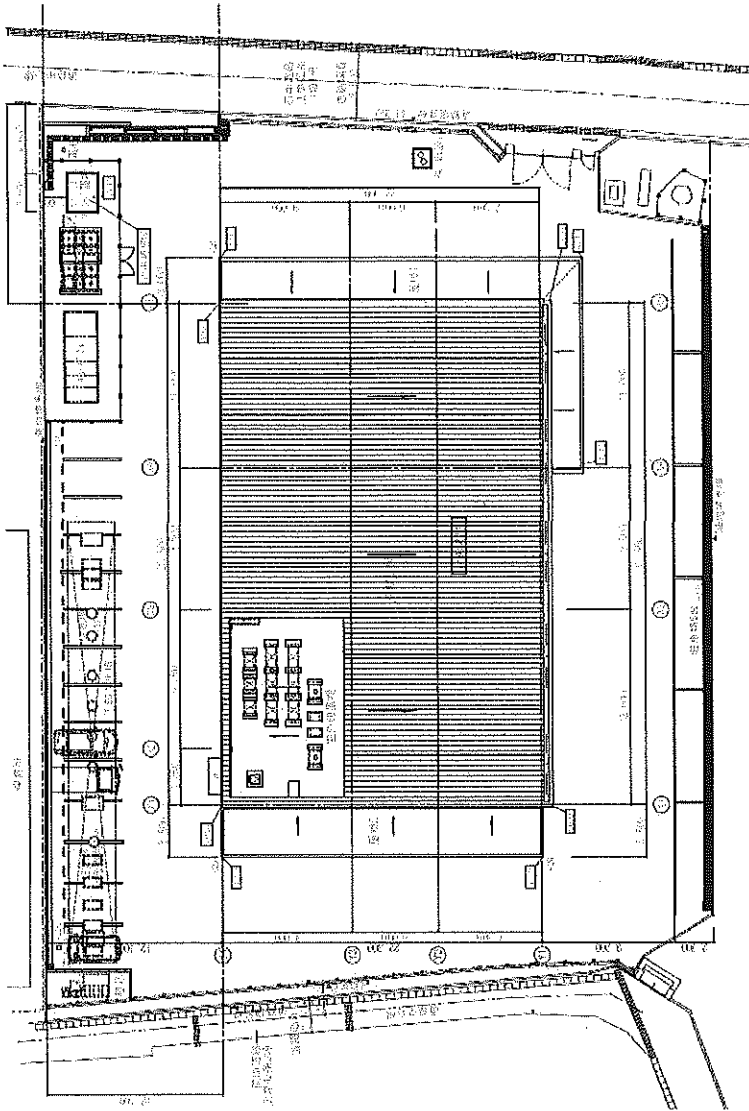
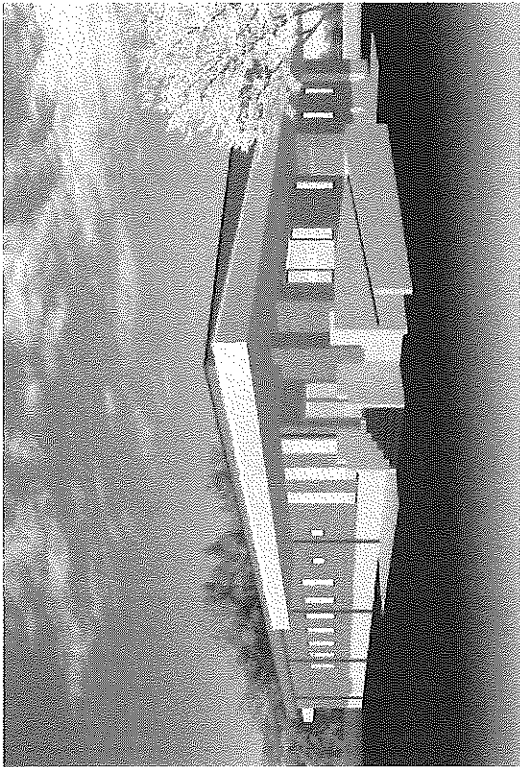
【対象建物】

棟番号	棟番号	棟数	建設年度	建築年数	面積 (㎡)
	②-1		S39	60	
改築	②-2	1	S43	56	378

【スケジュール】

[illegible]

◆音戸学校給食共同調理場建設事業



【整備概要】

構造：鉄骨造 平屋建て 778㎡
設置室：調理室・下処理室・食品庫・休憩室・トイレ等

【スケジュール】

R6 (2024)												R7 (2025)												R8 (2026)												R9 (2027)												R10 (2028)																							
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																								
設計																								建設工事												新施設使用開始												解体工事																							
地質調査																																				厨房機器設置																								試験調理期間											

教議第4号

呉市立学校における働き方改革取組方針について

呉市立学校における働き方改革取組方針に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」を位置付け、別紙のとおり改定する。

(提案理由)

呉市立学校における働き方改革を一層推進するため、この案を提出する。

呉市立学校における働き方改革取組方針(令和8～11年度)【概要】

令和8年2月 呉市教育委員会

○ 経緯

- 令和5年4月 「学校における働き方改革取組方針(令和5年度～令和7年度)」の改定 《市教委》
 令和7年6月 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(給特法)改正
 →「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表の義務化
 令和7年9月 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が
 教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」改定 《文科省》

○ これまでの目標・成果指標と現状

- ①児童生徒と向き合う時間の確保
 児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教職員(管理職を除く)の割合を80%以上 【R7:88.4%】
 ②長時間勤務の縮減
 時間外在校等時間 原則年360時間以内及び月45時間以内 【R7:月45時間以内 71.1%】※推定値

○ 目指す姿

全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、心身ともに充実し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら、主体的に学び続け、専門性を最大限に発揮する教職員

○ 目標・成果指標

時間外在校等時間に関する目標	「働きやすさ」に関する目標	「働きがい」に関する目標
・1箇月時間外在校等時間 45時間以下の割合 100% ・1年間時間外在校等時間 360時間以下の割合 100%	・「心理的安全性が確保されている」と 感じている教職員(管理職を除く)の割合 100%	・「日々の業務の中で充実感を得られている」と 感じている教職員(管理職を除く)の割合 100%

○ 実施内容

(1)教職員の勤務状況等の把握

(2)教職員が担う業務の見直しや適正化

①「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務分担の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ・学校徴収金の徴収・管理
- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・学校のウェブサイトの作成・管理
- ・ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ・学校プールの施設・設備の管理
- ・部活動

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ・授業準備
- ・学習評価や成績処理
- ・学校行事の準備・運営
- ・支援が必要な児童生徒・家庭への対応

② 教職員が担う業務の適正化

- ・授業時数の標準化・教育課程の見直し
- ・業務の平準化・効率化
- ・学校行事の見直しや精選, 統合
- ・職務経験が少ない教職員が支援を受けやすい体制の整備

(3)教職員の健康及び福祉の確保

- ・在校等時間が一定時間を超えた教職員に対する医師による面接指導の実施
- ・ストレスチェックの実施
- ・心身の健康問題についての相談窓口等の利用促進
- ・定時退校日の徹底
- ・年次有給休暇の取得促進

○ 関連する取組や今後のフォローアップ

- 教職員定数改善に係る国や県への要望
- 人材確保に係る関係部局や関係機関との連携
- 管理職研修の充実
- 在校等時間管理システムや業務改善に係るアンケートによる目標の達成状況の把握
- 学校への聴き取りや指導の実施, 管理職への個別の支援・指導の実施

呉市立学校における働き方改革取組方針(案)

(令和8年度～令和11年度)

令和8年2月

呉市教育委員会

はじめに

呉市教育委員会においては、平成30年11月に「学校における働き方改革取組方針」を策定し、以降これを改定しながら、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、教職員一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって働くことができる環境づくりを目指して、教職員の負担軽減や業務改善を図る取組を実施してまいりました。

その結果、働き方改革に係る教職員の意識の醸成や子供と向き合う時間の確保など、一定の成果が見られたものの、取組はいまだ道半ばであると感じています。

そうした中、令和7年6月、国は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の一部を改正しました。この度の法改正は、教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずるものです。

このことを受け、本市においても、給特法第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」を本方針に位置付けて改定するとともに、今後は、本方針に則り、これまで以上に教育委員会や学校、地域、保護者、さらには市長部局など関係者が学校の現状や課題を共有し、相互に連携・協力しながらより一層取組を進めてまいります。そして、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、教育の質の向上を図ることで、全ての子どもたちへのよりよい教育の実現を目指してまいります。

呉市教育委員会教育長 寺本 有伸

< 目 次 >

1	趣旨・目指す姿	p. 1
2	呉市立学校における働き方改革の現状	p. 2
	（1）本方針の成果と課題	
	（2）令和5年度から令和7年度までの目標・成果指標の達成状況	
	（3）現状	
3	目標・期間	p. 7
	（1）目標	
	（2）期間	
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	p. 8
	（1）教職員の勤務状況等の把握	
	（2）教職員が担う業務の見直しや適正化	
	① 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務分担の見直し	
	② 教職員が担う業務の適正化	
	（3）教職員の健康及び福祉の確保	
5	関連する取組や今後のフォローアップ	p. 13

【参考資料】 学校と教師の業務の3分類（文部科学省）

1 趣旨・目指す姿

(1) 趣旨

本市では、これまで、平成30年11月に「学校における働き方改革取組方針」（以下「本方針」という。）を策定し、令和2年5月、さらには令和5年4月にこれを改定し、「児童生徒と向き合う時間^{※1}の確保」及び「長時間勤務の縮減」に向けた取組を進めてきた。

その結果、働き方改革に係る教職員^{※2}の意識の醸成が図られ、「児童生徒と向き合う時間の確保」については目標を達成している。しかし、「長時間勤務の縮減」については、一定の改善が図られてきたものの、未だ目標達成には至っていない。

一方で、国においては、令和7年6月、教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずるため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）が改正された。

また、法改正に伴い、文部科学省は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を、令和7年9月に改定した。

こうした状況を踏まえ、学校における働き方改革や業務改善の一層の推進を図り、本市が「目指す姿」の実現に向けて、本方針に、より具体的かつ計画的な取組を盛り込むことで実効性のあるものに改定するとともに、給特法第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」を位置付けるものである。

(2) 目指す姿

全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、心身ともに充実し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら、主体的に学び続け、専門性を最大限に発揮する教職員

※1 「児童生徒と向き合う時間」

授業、授業準備、教材研究、週案・指導略案作成、部活動、個別指導（学習補充、進路指導、生徒指導等）

※2 「教職員」

給特法第2条第2項に規定する義務教育諸学校等の教育職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員）に加え、事務職員や学校栄養職員等、学校に勤務する全ての者をいう

2 呉市立学校における働き方改革の現状

(1) 本方針の成果と課題

本方針（令和5年度～令和7年度）期間中の取組について、取組の柱（4つの視点）毎に成果と課題を整理した。

学校・教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備	
成果	・教職員定数に加え、市費支弁職員を配置することにより、学校の円滑な運営を支援 ・スクール・サポート・スタッフの配置促進による教員※³の業務の負担軽減 ・統合型校務支援システムや保護者連絡システム、AI型デジタルドリル教材の導入等による業務時間の削減 ・学習支援アプリの活用による教材・資料等の共有 ・グーグルフォームを活用した調査・照会等による負担軽減 ・コミュニティ・スクールの全市導入による保護者・地域等との連携
課題	・ICT機器の整備やアプリの導入などによるさらなる校務DX化の推進 ・コミュニティ・スクールのさらなる活用
部活動指導に係る教員の負担軽減	
成果	・外部人材を活用した学校部活動の推進
課題	・特定の教員に部活動の指導業務が偏っている状況の改善 ・個々の教員の専門性等に配慮した部活動の指導体制の構築 ・国が示す部活動の改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において、休日の地域展開の実現を目指すための体制構築
学校における組織マネジメントの確立	
成果	・「在校等時間管理システム」の活用による勤務時間管理の徹底 ・業務分担の見直しや進捗管理に係る管理職のマネジメント意識の向上
課題	・「在校等時間管理システム」によって把握した教職員の勤務状況に基づく取組のさらなる推進 ・管理職のマネジメント能力のさらなる向上
教職員の働き方に対する意識の醸成	
成果	・働き方改革に係る意識の醸成
課題	・働き方改革の趣旨を踏まえた、教職員自らの行動変容を促す働きかけや環境整備

※3 「教員」

給特法第2条第2項に規定する義務教育諸学校等の教育職員

(2) 令和5年度から令和7年度までの目標・成果指標の達成状況

《目標・成果指標》

① 児童生徒と向き合う時間の確保

児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教職員（管理職を除く。）の割合を、80%以上とする。

② 長時間勤務の縮減

時間外在校等時間（在校等時間^{※4}から正規の勤務時間を除いた時間）を、原則年360時間以内及び月45時間以内とする。^{※5}

《達成状況》

① 児童生徒と向き合う時間の確保

令和7年度 88.4%（目標値である80%を5年連続で達成）

② 長時間勤務の縮減（前回改定前の令和4年度との比較）

教員全体の状況	令和7年度	令和4年度
一月当たりの時間外在校等時間（年平均）	32時間49分	36時間11分
年間の時間外在校等時間の平均	402時間46分	434時間20分
月45時間超教員の割合	28.9%	32.7%

※ 令和7年度は推計値（4月から10月までは実績値、11月から3月までは令和6年度実績により算出）

※4 「在校等時間」

次のア及びイに掲げる時間からウ及びエに掲げる時間を除いた時間

ア 校内に在校している時間

イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間

ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間（教育職員の自己申告に基づく）

エ 休憩時間（休憩時間を確保した上で、正規の勤務時間外に実際に休憩した時間があれば、その時間を含む。）

※5 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に正規の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、次に掲げる時間の上限の範囲内とする。

ア 1箇月時間外在校等時間 100時間未満

イ 1年間時間外在校等時間 720時間

ウ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月

エ 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間 80時間

(3) 現状

① 児童生徒と向き合う時間の確保

「児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教職員の割合」

※ 各数値は「学校の業務改善に係るアンケート集計結果（呉市教育委員会）」による

	R4	R5	R6	R7	R4→R7
呉市立学校全体	84.5%	83.4%	87.6%	88.4%	+3.9
小学校	86.7%	86.7%	90.8%	90.9%	+4.2
中学校 義務教育学校	81.8%	82.0%	84.0%	85.0%	+3.2
高等学校	78.9%	83.3%	76.5%	85.3%	+6.4

- 令和4年度以降、目標値である80%を達成することができた（令和3年度は83.4%であったため、5年連続で達成）。
- いずれの校種においても、令和4年度と比べ上昇している。

② 長時間勤務の縮減

「教員（管理職を除く。）の時間外在校等時間の状況」

※ 各数値は在校等時間管理システムの集計値による

※ 年360時間超の教員数は実人数、月45・80時間超の教員数は年間延べ人数

※ 年360時間超の教員数の割合は、1月以上在職している教員数（休職者を除く）を分母とする

※ 月45・80時間超の教員数の割合は、各月1日時点に在職している教員数（休職者を除く）を分母とする

※ 令和7年度は推計値（4月から10月までは実績値、11月から3月までは令和6年度実績により算出）

※ 令和7年度の年360時間超の教員数は、個人の推計値を算出することが困難であるため、未記載

ア 呉市立学校全体

	R4	R5	R6	R7	R4→R7
年360時間超の 教員数	610人 (66.5%)	558人 (61.9%)	537人 (59.1%)	一人 (一%)	一人 (一%)
月45時間超の 教員数	4,259人 (32.7%)	4,338人 (33.4%)	3,963人 (30.7%)	3,716人 (28.9%)	▲543人 (▲3.8%)
月80時間超の 教員数	443人 (3.4%)	491人 (3.8%)	461人 (3.6%)	504人 (3.9%)	+61人 (+0.5%)
時間外在校等時間 (年間・月の平均)	434時間20分 (36時間11分)	416時間47分 (34時間43分)	402時間56分 (33時間34分)	402時間46分 (32時間49分)	▲31時間34分 (▲3時間22分)

- 時間外在校等時間が年360時間を超える教員数は、年々減少しているものの、依然として5割を超えている。
- 令和4年度と比べ、教員の時間外在校等時間の平均（年間・月）については、減少が図られているものの、月80時間超の教員の割合は、ほぼ横ばいである。

イ 項目ごとの校種別内訳

【時間外在校等時間が年間360時間を超えた教員数】

	R4	R5	R6	R7	R4→R7
呉市立学校全体	610人 (66.5%)	558人 (61.9%)	537人 (59.1%)	一人 (—%)	一人 (—%)
小学校	336人 (64.2%)	294人 (57.6%)	284人 (54.9%)	一人 (—%)	一人 (—%)
中学校 義務教育学校	246人 (68.5%)	233人 (66.2%)	226人 (63.7%)	一人 (—%)	一人 (—%)
高等学校	28人 (75.7%)	31人 (81.6%)	27人 (75.0%)	一人 (—%)	一人 (—%)

【時間外在校等時間が月45時間を超えた教員数】

	R4	R5	R6	R7	R4→R7
呉市立学校全体	4,259人 (32.7%)	4,338人 (33.4%)	3,963人 (30.7%)	3,716人 (28.9%)	▲543人 (▲3.8%)
小学校	2,105人 (28.3%)	1,946人 (25.9%)	1,800人 (23.8%)	1,631人 (21.7%)	▲474人 (▲6.6%)
中学校 義務教育学校	1,936人 (37.9%)	2,162人 (43.2%)	1,936人 (39.7%)	1,865人 (38.4%)	▲71人 (+0.5%)
高等学校	218人 (45.2%)	230人 (47.4%)	227人 (47.9%)	220人 (46.4%)	+2人 (+1.2%)

【時間外在校等時間が月80時間を超えた教員数】

	R4	R5	R6	R7	R4→R7
呉市立学校全体	443人 (3.4%)	491人 (3.8%)	461人 (3.6%)	504人 (3.9%)	+61人 (+0.5%)
小学校	115人 (1.5%)	74人 (1.0%)	107人 (1.4%)	98人 (1.3%)	▲17人 (▲0.2%)
中学校 義務教育学校	248人 (4.9%)	344人 (6.9%)	306人 (6.1%)	353人 (7.0%)	+105人 (+2.1%)
高等学校	80人 (16.6%)	73人 (15.1%)	48人 (10.1%)	53人 (11.2%)	▲27人 (▲5.4%)

【月当たりの平均時間外在校等時間】

	R4	R5	R6	R7	R4→R7
呉市立学校全体	36時間11分	34時間43分	33時間34分	32時間49分	▲3時間22分
小学校	33時間12分	31時間45分	30時間44分	29時間20分	▲3時間52分
中学校 義務教育学校	38時間29分	37時間32分	36時間38分	38時間29分	0時間0分
高等学校	56時間8分	48時間40分	44時間11分	45時間18分	▲10時間50分

ウ 目標未達成の主な要因

長時間勤務の縮減に至っていない要因について、業務量や業務内容等の視点において、令和6年度及び令和7年度の状況^{*}の分析を行った。

※ 令和6年度：時間外在校等時間・学校の業務改善に係るアンケート

※ 令和7年度：4月から7月までの間に「月80時間を超えて勤務した教員」の状況・学校の業務改善に係るアンケート

- 教員の専門性を必要としない業務に時間を要している状況がある。
- 通常の業務に加え、学校行事や時間割作成、成績処理、進路指導などに時間を要している状況がある。
- 生徒指導や保護者対応など、個別対応が必要な事案が増加している。
- 部活動指導に係り、合同部活動や講師派遣等により専門性を有する指導に関する負担軽減は図られつつある反面、時間の縮減に関する負担軽減には至っていない状況がある。
- 学級担任や校務分掌において、経験が十分でないため時間を要している状況がある。
- 勤務時間を意識した働き方は浸透しているものの、特定の教員に業務が集中するなど、組織的な取組が十分とはいえない状況がある。
- 管理職による教員の勤務時間の管理の仕方を、さらに適正化する必要がある。
- 教員の業務の効率化に向け、ICT環境の整備や効果的な活用をさらに進める必要がある。

3 目標・期間

(1) 目標

【カッコ内は令和7年度の数値】

本方針の「目指す姿」を踏まえ、働きやすさと働きがいの両立を目指し、次のとおり目標を設定する。

なお、目標達成に向けて、1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教員をなくすよう、早急に取り組む。

① 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする 【71.1%】
- ・ 1年間時間外在校等時間が360時間以下の割合を100%にする
【R6:40.9%】

② 「働きやすさ」に関する目標

- ・ 「心理的安全性が確保されている」と感じている教職員（管理職を除く。）の割合を100%にする 【－】

③ 「働きがい」に関する目標

- ・ 「日々の業務の中で充実感を得られている」と感じている教職員（管理職を除く。）の割合を100%にする 【86.7%】

(2) 期間

令和8年度～令和11年度

※ 国として、令和11年度までに教員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標に掲げていることから、本方針の取組期間についても令和11年度までとする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

目標達成に向けて、次の3つの視点で取組を推進する。

- (1) 教職員の勤務状況等の把握
- (2) 教職員が担う業務の見直しや適正化
- (3) 教職員の健康及び福祉の確保

推進に当たっては、呉市立学校全校の総業務量を意識しながら、全体的な業務量の削減に特に注力するとともに、学校又は教職員個々の時間外在校等時間などの状況を踏まえ取り組むこととする。

また、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、保護者や地域に対して、本方針の内容について周知し、保護者・地域の理解の促進をとおして協力を得られるよう取り組む。

(1) 教職員の勤務状況等の把握

《学校》

- ・ 教職員の健康管理や長時間勤務の縮減に向け、在校等時間管理システムを活用して教職員の在校等時間を遅滞なく把握するなど、適正な勤務時間管理を推進する。
- ・ 各学校で、開錠時刻の目安を示すとともに児童生徒の適切な登校時刻を設定し、徹底を図る。また、施錠時刻についても目安を示し、教職員のタイムマネジメントに対する意識の向上を図る。

《教育委員会事務局》

- ・ 教職員の長時間勤務の縮減に向けた取組が着実に進むよう、管理職と連携し、教職員の勤務実態や業務状況等を適切に把握し、各学校の実態に応じた取組を推進することができるよう積極的に支援する。

(2) 教職員が担う業務の見直しや適正化

① 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務分担の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◇ 学校徴収金の徴収・管理

《学校》

- ・ 保護者が直接代金を支払う方法について、事業者と連携する。

《教育委員会事務局》

- ・ 学校徴収金業務の負担軽減に向けて調査・研究を行い、公会計化等に向けた検討を行う。

◇ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

《学校》

- ・ 速やかに教育委員会に報告するとともに、学校が知り得る情報について、教育委員会と情報共有を行う。
- ・ 状況に応じて、警察へ通報する。

《教育委員会事務局》

- ・ 教育委員会が必要と判断した場合、教育委員会顧問弁護士のアドバイスのもと、教育委員会が保護者と面談するなどの対応を行う。
- ・ 状況に応じて、警察等との連携を図る。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇ 学校のウェブサイトの作成・管理

《学校》

- ・ 学校の誰もが学校のウェブサイトの作成・管理ができるよう、研修等を通じて技能の向上を図る。

《教育委員会事務局》

- ・ 学校にICT支援員や呉工業高等専門学校を派遣するなどして、学校を支援する。

◇ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

《教育委員会事務局》

- ・ 各学校の保守・管理に関する実態把握を行い、関係資料（マニュアル）の整理や更新を行うことにより、学校の誰もがICT機器等の保守・管理に参画できる体制を整える。また、ICT支援員の派遣やヘルプデスク（民間事業者）の運用により、保守・管理を支援する。

◇ 学校プールの施設・設備の管理

《教育委員会事務局》

- ・ 学校プールの集約化^{※6}・市営プールの共用化^{※7}・民間プールの活用を計画的に行いながら、施設・設備の管理に係る学校の負担軽減にもつなげる。

※6 「集約化」
施設維持可能な学校プールを近隣の学校と一緒にしようにすること

※7 「共用化」
市民が使用している市営プールの一部又は全部を水泳指導のために使用すること

◇ 部活動

《学校》

- ・ 呉市教育委員会が策定した方針を踏まえて策定した各学校の活動方針に基づき、部活動休養日や活動時間の徹底を図る。

《教育委員会事務局》

- ・ 合同部活動の開催や広島文化学園大学学生の派遣、海上自衛隊呉音楽隊や呉市音楽家協会による吹奏楽教室など、外部人材を活用した学校部活動を展開する。
- ・ 国が示した部活動の改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において、休日の地域展開の実現を目指すための体制構築に向けた取組を推進する。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

◇ 授業準備

《学校》

- ・ 児童生徒の実態把握や学習データの共有化、教材・学習指導案等の共有化など、ICTの効果的な活用を推進する。
- ・ 教材等の印刷や教具等の準備その他の補助的な業務について、教員とスクール・サポート・スタッフの協働により、円滑に業務をすすめる。

《教育委員会事務局》

- ・ ICTを活用した全市的な教材・学習指導案等の共有化を推進する。
- ・ 広島県教育委員会との連携等により、スクール・サポート・スタッフの配置を促進する。

◇ 学習評価や成績処理

《学校》

- ・ AI型デジタルドリル教材や自動採点システム、統合型校務支援システムなど、ICTの効果的な活用を推進する。

《教育委員会事務局》

- ・ 学校におけるICTの効果的な活用の推進に向けて、関係資料(マニュアル)の整備や更新を行うとともに、教職員研修の充実を図る。

◇ 学校行事の準備・運営

《学校》

- ・ コミュニティ・スクール等を活用し、保護者・地域住民等の参画を促進する。

◇ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

《学校》

- ・ 児童生徒一人一人の実態や教育的ニーズを的確に把握し、教育委員会や関係機関等との情報共有や役割分担を行うなど、組織的な支援体制の構築を図る。

《教育委員会事務局》

- ・ 学校が定期的開催する支援会議等に教育委員会や関係機関等が参画し、児童生徒の安全安心な居場所づくりや個に応じた支援の充実に向けて、協働的な取組を推進する。
- ・ 児童生徒や保護者の意向に沿った対応や個に応じた適切な支援ができるよう、指導主事等やスクールカウンセラー、特別支援教育相談員が伴走型支援を行う。
- ・ 日常的な学校との連携により児童生徒の実態を的確に把握し、市費支弁職員を適切に配置又は派遣することにより、支援体制の充実を図る。

※ 市費支弁職員：教育推進加配講師，校内SSR支援員，特別支援学級指導員，学校教育指導補助員，生徒指導員，医療的ケア看護職員，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，特別支援教育相談員，呉市人権教育相談員，ボランティアスタッフ（いいばしゅサポーター，帰国・外国人児童生徒等支援サポーター 等）

② 教職員が担う業務の適正化

◇ 授業時数の標準化・教育課程の見直し

《学校》

- ・ 教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数について、自校の教育目標や児童生徒の実態を踏まえ真に必要な時数とするとともに、一年間を通して、年度当初等の時期的負担を考慮したり教育活動の内容や授業時数を見直したりするなど、柔軟な設定を行う。

《教育委員会事務局》

- ・ 各校の教育課程を毎年度点検するとともに、授業の実施状況を定期的に調査し、必要に応じて、指導・助言を行うことで、各校における教育課程の適正かつ円滑な実施を図る。

◇ 業務の平準化・効率化

《学校》

- ・ 教職員の在校等時間の状況等を踏まえ、特定の教職員に業務が集中しないよう、校務分掌や構成人数の再編、業務の在り方や進め方の見直しなどを行う。

《教育委員会事務局》

- ・ 日常的な管理職との連携や学校訪問等により、校務分掌が円滑に遂行されているかについて学校と情報共有し、学校への指導・助言を行う。
- ・ AIを含むICTの効果的な活用を推進する。また、効果的な取組事例等について、国や県、他の自治体から情報収集し、ICT機器の整備やアプリの導入などによるさらなる校務DX化の推進を図る。

◇ 学校行事の見直しや精選，統合

《学校》

- ・ 各行事の教育的価値を踏まえ，児童生徒や保護者，学校運営協議会委員等の意見も取り入れながら，学校行事の見直しや精選，統合を図る。

◇ 職務経験が少ない教職員が支援を受けやすい体制の整備

《教育委員会事務局》

- ・ 初任者への学校訪問や管理職への聞き取りなどから実態を把握し，個別の支援・指導を行う。また，呉市主催研修等を通して，教職員が他校の教職員と情報交換したり学び合ったりする場を提供する。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保

◇ 在校等時間が一定時間を超えた教職員に対する医師による面接指導の実施

《学校・教育委員会事務局》

- ・ 管理職は，1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に対し面談を実施するとともに，業務の状況や健康状態について学校と教育委員会が連携し，保健管理医による面接指導を受けさせることを検討するなど，教職員の健康管理に努める。

◇ ストレスチェックの実施

《学校・教育委員会事務局》

- ・ ストレスチェックの実施率100%を目指すとともに教職員のセルフケアなどの取組を促し，職場環境改善を促進する。

◇ 心身の健康問題についての相談窓口等の利用促進

《教育委員会事務局》

- ・ メンタルヘルスに関する相談窓口や相談事業について積極的に周知し，利用促進を図る。

◇ 定時退校日の徹底

《学校》

- ・ 定時退校日を部活動休養日と合わせて週1回以上設定するとともに，保護者・地域等へも周知する。

◇ 年次有給休暇の取得促進

《学校》

- ・ 年次有給休暇を取得しやすい雰囲気や環境の整備に努め，教職員の積極的な取得を促すとともに，長期休業期間中等において年次有給休暇の計画的な取得を働きかける。

5 関連する取組や今後のフォローアップ

- 教職員定数の改善について、引き続き、国や県に要望していく。
- 児童生徒等を支援する人材の確保に向けて、関係部局・関係機関との連携をすすめる。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本方針の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、呉市立学校に導入している在校等時間管理システムで把握し、その他の目標については、学校の業務改善に係るアンケートの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本方針の内容に照らして課題が見られるときは、当該校に聞き取り・指導等を実施する。特に、管理職を含め、時間外在校等時間が長時間となっている教員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該校の管理職に対する個別の支援・指導を実施する。

学校と教師の業務の3分類

【参考資料】

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえ、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること。

取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を受け、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭等に固定せず、機転設備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの役割を整理しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就労先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの連携等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

